

環境県民局 資 料	No. 2
--------------	-------

令和8年9月17日
課 名 環境県民局環境政策課
担当者 課長 秋山
内 線 2910

「令和8年版 環境白書（環境に関する年次報告）」の概要について

1 要旨・目的

本県における環境の状況及び環境保全に関する施策の取組状況等に係る「令和8年版 環境白書（環境に関する年次報告）」を作成した。

この報告書を県議会9月定例会に提出するとともに、県ホームページへの掲載により、広く県民に情報提供し、本県の環境についての理解を深め、環境保全活動の推進に活用する。

2 現状・背景

広島県環境基本条例の規定により、環境の状況及び施策に関する報告を県議会に提出しなければならないとされており、本報告書は毎年作成し、県議会9月定例会に提出している。

3 概要

(1) 報告対象

第5次環境基本計画の施策体系に沿った広島県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の取組状況

(2) 調査期間

令和7年度

(3) 報告結果

別紙「令和8年版 環境白書（環境に関する年次報告）」の概要のとおり。

4 その他（関連情報等）

(1) 根拠条文

広島県環境基本条例

第8条 知事は、毎年、県議会に、環境の状況及び知事が環境の保全に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 知事は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを県議会に提出しなければならない。

(2) 県ホームページ

「環境行政情報～環境に関する組織・計画・白書について～」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/b-index.html#hakusho>

令和8年版 環境白書（環境に関する年次報告）の概要について

1 年次報告の構成

本書は2部構成で、第5次環境基本計画（計画期間：令和3年～令和7年度（令和8年10月まで延長））の施策体系に沿った構成としている。

施策の進捗状況を把握するため、目標に対する指標とその達成率を記載している。

構 成	項 目	内 容
第1部	広島県の環境政策	環境問題の推移、環境政策の方向性
第2部	環境の現状と県の取組	—
第1章	ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進	省エネルギー対策等の推進、再生可能エネルギーの導入促進、カーボンサイクルの推進、気候変動を見据えた適応策の推進
第2章	循環型社会の実現	資源循環サイクルを拡大させた社会づくり、適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり
第3章	地域環境の保全	良好な大気環境の確保、健全な水環境の保全・管理、化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全、プラスチックごみの海洋流出防止対策、地域環境の維持・向上
第4章	自然環境と生物多様性の保全	自然資源の持続可能な利用、生態系の健全な維持管理
第5章	環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」	環境学習・自主的な環境活動等の推進、環境関連産業の振興、環境配慮の仕組みづくり
付 録	第5次環境基本計画における指標及びその進捗状況、環境関連事業費 等	

2 指標の達成状況

分 野	計	達成 (達成率90%以上)	未達成 (達成率90%未満)	その他※
第1章「ネット・ゼロカーボン社会の実現」	20	14	6	0
第2章「循環型社会の実現」	11	10	1	0
第3章「地域環境の保全」	30	30	0	0
第4章「自然環境と生物多様性の保全」	10	5	4	1
第5章「人づくり・仕組みづくり」	8	7	1	0
計	79	66	12	1

※ 「その他」は、目標設定がない指標

- 目標を達成となっている79項目中66項目については、引き続き、現状の水準を維持・向上できるように、効果的な施策を実施していく。
- 未達成の12項目については、その要因分析をして、目標達成のために必要な見直し等を検討し、順次取り組んでいくこととしている。

【参考】 指標の達成状況は、次の達成率により記載している。

達成率 120%以上	目標以上達成
達成率 100～120%	目標どおり達成
達成率 90～100%	概ね達成
達成率 90%未満	未達成

3 分野別の概要

(1) ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進（P5～）

○ 県内の二酸化炭素排出状況

本県の令和4年度※の二酸化炭素排出量は、第3次広島県地球温暖化防止地域計画の基準年度である平成25年度に比べて24.3%減少している。部門別の状況を見ると、産業部門からの排出量は3,144万トンで、県全体の72.5%と最も大きな割合を占めている。

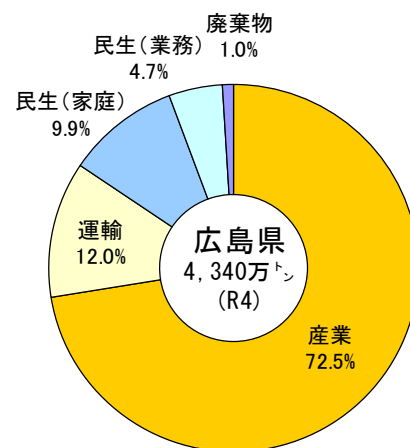
目標指標の達成状況については、産業部門・運輸部門・民生（家庭・業務）部門の排出量のいずれも目標を達成している。

2050年（令和32年）ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けては、さらなる削減対策が必要であり、省エネや再エネの推進とともに、カーボンサイクル等の取組を進め、環境と経済の好循環を図っていく。

※ 算定に必要な国の統計データの最新が令和4年度のため、県の算定値も令和4年度が最新値となっている。

二酸化炭素排出量と削減率（令和4年度）

区 分	H25 基準年度 (万 t-CO ₂)	R4 実績 (万 t-CO ₂)	H25 からの削減率 (%)
広島県	5,736	4,340	▲24.3



【主な目標指標の達成状況】

指標項目(内容)	単位	基準年度値	現状値 (R7)	目標値 (R7)	目安※1	指標達成率※2	進捗状況
二酸化炭素排出量 (産業)	万 t-CO ₂	4,094 (H25)	3,144 (R4)	3,100※3	3,348 (R4)	106.1%	目標どおり 達成
二酸化炭素排出量 (運輸)	万 t-CO ₂	613 (H25)	519 (R4)	518※3	541 (R4)	104.0%	目標どおり 達成
二酸化炭素排出量 (民生(家庭))	万 t-CO ₂	579 (H25)	431 (R4)	344※3	403 (R4)	93.0%	概ね達成
二酸化炭素排出量 (民生(業務))	万 t-CO ₂	405 (H25)	203 (R4)	215※3	263 (R4)	122.8%	目標以上 達成
太陽光発電設備導入量	千 kW	1,359 (R1)	1,912 (R6)	1,669	1,617 (R6)	118.3%	目標どおり 達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 指標達成率は、「目安」と「現状値」の比

※3 第3次広島県地球温暖化防止地域計画に定める令和12年度目標から算出した令和7年度に達成すべき値

(2) 循環型社会の実現 (P31～)

○ 廃棄物の排出状況

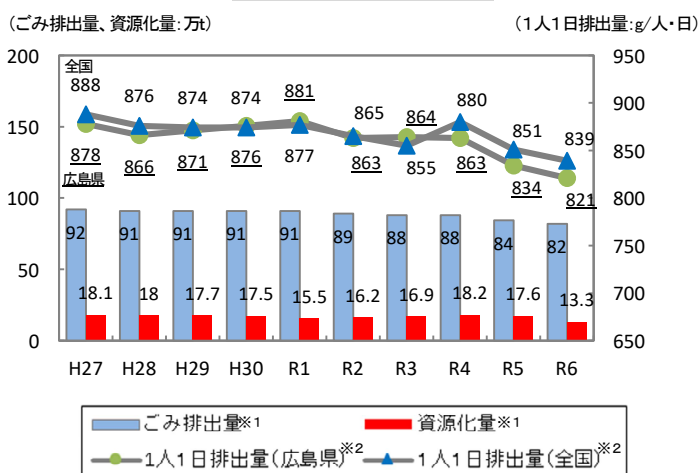
本県の令和6年度※の一般廃棄物排出量は82.0万t、産業廃棄物排出量は1,176万tであり、ともに目標どおり達成した。

また、産業廃棄物の不法投棄（投棄量10t以上の事案）は、目標の2件以下に対して発生は1件であり、目標を達成した。

引き続き、従来の不法投棄防止のための取組に加え、電子マニフェストの普及促進による廃棄物トレーサビリティの強化、デジタル技術を活用した監視の高度化等によって不法投棄の未然防止に取り組んでいく。

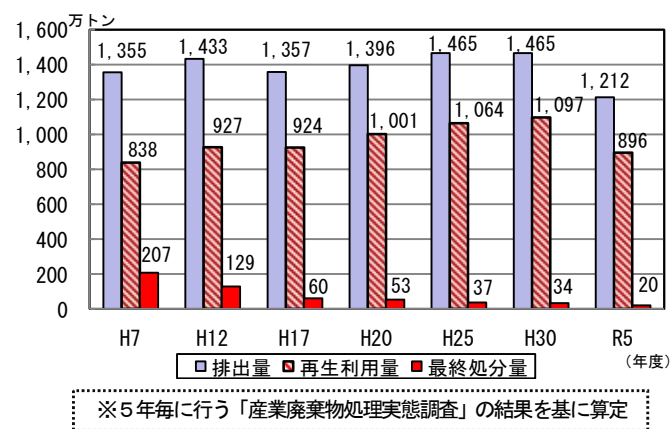
※ 環境省公表の最新の一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和6年度実績）により集計。

一般廃棄物の排出量の推移



※1 R4以降は集回収及び店頭回収を含む。
 ※2 R4以降は集回収を含む。

産業廃棄物の排出量の推移



※5年毎に行う「産業廃棄物処理実態調査」の結果を基に算定

○ 電子マニフェストの普及

本県では、デジタル技術を活用した資源循環の促進に向けて、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の電子化を進めており、普及率は堅調に増加しているものの、令和7年度普及率は70.6%で令和7年度目標に対しては未達成となっている。

今後とも、紙マニフェストの利用が多い事業者への個別説明や、導入・活用に関する講習会により、導入のメリットや手順を丁寧に説明するなど普及拡大に取り組み、廃棄物トレーサビリティの強化を推進していく。

【主な目標指標の達成状況】

指標項目(内容)	単位	基準年度値	現状値(R7)	目標値(R7)	目安	指標達成率	進捗状況
一般廃棄物排出量※	万t	92.9 (H30)	82.0 (R6)	89.1	89.6 (R6)	108.5%	目標どおり達成
一般廃棄物最終処分率	%	12.7 (H30)	8.9 (R6)	12.2	12.3 (R6)	127.6%	目標以上達成
産業廃棄物排出量	万t	1,465 (H30)	1,176 (R6)	1,453	1,455 (R6)	119.2%	目標どおり達成
産業廃棄物の不法投棄件数 (投棄量10t以上)	件	2.6 (H27～R1 平均)	1	2	—	150.0%	目標以上達成
電子マニフェスト普及率	%	51.5 (H30)	70.6	80.0	—	88.3%	未達成

※ 集回収及び店頭回収を含む。

(3) 地域環境の保全 (P50～)

○ 大気汚染物質等の環境基準達成状況

県内 37 局の大気測定局における、令和 7 年度の測定では、二酸化窒素などの大気汚染物質は、光化学オキシダントを除き、全ての測定局において環境基準に適合するなど、ばい煙を発生する事業場への立入検査等の監視・指導等により、大気汚染物質指標の目標を全て達成しており、良好な大気環境が確保されている状況である。

○ 公共用水域等の環境基準達成状況等

本県では、河川 82 水域、海域 14 水域、湖沼 8 水域の公共用水域及び地下水において水質汚染状況を常時監視している。令和 7 年度の測定では、人の健康の保護に係る有害物質については、測定した 144 地点の全ての地点で環境基準を達成しており、健全な水質環境が維持されている状況である。

また、有機フッ素化合物 (PFAS) の一種である PFOS 等が、県内の一部の河川等で指針値を超過したことから、関係市と連携し、曝露防止の取組や継続的な監視調査を行うとともに、関係省庁に対し、米軍による川上弾薬庫の敷地内の水質や土壌の環境調査の実施等について、関係市と共同で要望した。

引き続き、公共用水域や地下水の水質及び底質の状況を把握するほか、PFAS については、関係市と連携し、継続的な監視を実施するとともに、米軍による環境調査の実施等について、様々な機会を捉えて関係省庁に要望していく。

○ プラスチックごみの海洋流出防止対策

令和 7 年度に実施した県内海岸漂着物実態調査によると、県内海岸に漂着する約 12 t のごみのうち、3 品目 (ペットボトル、プラスチックボトル、レジ袋) の占める量は 1.6 t であり、令和 7 年度目標を上回るペースで減少している。

引き続き、2050 年までに新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみの量をゼロにする「2050 輝く GREEN SEA 瀬戸内ひろしま宣言」の実現に向け、「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム (略称「GSHIP(ジーシップ)」)」において、参画企業等と連携した、ワンウェイプラスチックの使用量削減に資するプラスチック代替製品等の社会実装を促進する事業等の実施に加え、プラスチックごみの流出防止に係る啓発活動や河川・海岸等での清掃、メディア等と連携した情報発信など、海洋プラスチックごみ対策のさらなる拡大に取り組んでいる。

【主な目標指標の達成状況】

指標項目 (環境基準達成率)		単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (R7)	目安	指標達成率	進捗状況
大気	二酸化窒素	%	100	100	100	—	100%	目標どおり達成
	浮遊粒子状物質		100	100	100	—	100%	目標どおり達成
河川 BOD	92.7		93.9	環境基準の 達成率の向 上を図る	—	101.3%	目標どおり達成	
地下水	81.6		80		—	98.0%	概ね達成	
海域 COD	42.9		50		—	116.6%	目標どおり達成	
海域全窒素	88.9		88.9		—	100%	目標どおり達成	
海域全りん	100		100		100	—	100%	目標どおり達成
重金属等有害物質	100		100		100	—	100%	目標どおり達成
ダイオキシン類環境基準達成率 (大気・公共用水域・土壌)				100	100	100	—	100%
3品目 (ペットボトル、プラスチック ボトル、レジ袋) の海岸漂着物量		t	8.4	1.6	7.9	—	179.7%	目標以上達成

(4) 自然環境と生物多様性の保全 (P90～)

○ 自然資源の持続可能な利用

自然公園では、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、県民が自然とふれ合う場として適正な利用を推進している。

令和7年の自然公園利用者数は、8,370千人で、目標値の86.8%にとどまっている。背景として、日本の人口減少・少子高齢化の進行により、日本人観光客数が長期的に横ばい傾向にあることに加え、酷暑が長期化したことにより外出を控える動きが広がったこと、また屋内施設への外出が増加したこと等が要因として考えられる。

自然公園等の利用者数

(単位：千人)

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国 立 公 園	7,367	3,524	3,062	4,286	6,324	6,448	6,558
国 定 公 園	870	595	619	649	694	690	685
県 立 自 然 公 園	423	426	408	417	406	290	285
その他野外レクリエーション施設※1	981	677	847	1,003	866	843	842
合 計※2	9,642	5,222	4,936	6,353	8,289	8,271	8,370

※1 その他野外レクリエーション施設：県民の森、もみのき森林公園、県民の浜、中央森林公園、中国自然歩道、県自然歩道

※2 端数処理の関係で、合計は一致しないことがある。

○ 生態系の健全な維持管理

県内に生息する1万6千種を超える野生生物のうち、絶滅のおそれのある希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行うため、レッドリスト（絶滅のおそれの程度に応じて設定したカテゴリーに分類評価したリスト）に選定した種について取りまとめた「レッドデータブック」を令和4年3月に改定した。

引き続き、生物多様性保全の重要性への理解促進と、多様な主体の参画による保全活動を推進する。

絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（令和3年度）

分類群	県内 種数	カテゴリー別種数					選定 種数
		絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足等	
種子植物・シダ植物	2,928	4	111	153	151	38	457
コケ植物	719	0	37	9	5	3	54
藻類	1,258	0	1	2	13	16	32
地衣植物	382	1	3	5	7	0	16
菌類	700	0	7	9	26	0	42
海藻類	約200	0	3	1	1	5	10
哺乳類	43	2	7	5	8	1	23
鳥類	302	1	6	9	17	14	47
爬虫類	16	0	0	1	4	0	5
両生類	19	0	1	8	4	1	14
魚類	548	2	9	9	21	16	57
昆虫類	8,318	15	43	48	89	36	231
貝類	708	16	40	25	22	27	130
その他無脊椎動物	412	0	4	4	21	14	43
合計	16,553	41	272	288	389	171	1,161

【主な目標指標の達成状況】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (R7)	目安	指標達成率	進捗状況
自然公園利用者数	千人	9,642	8,370	基準年度値 より増加	—	86.8%	未達成

(5) 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」(P102～)

○ 環境学習・環境活動の推進

県では、県民の自主的な環境保全活動を促進し参加機会の拡大を図るため、各地で行われている取組に関する情報提供や、地域で緑化活動や美化活動などを行っている団体等の活動支援、環境学習講師の派遣など、環境保全活動の拡大に向けた支援を行っている。

環境学習講師派遣学習会の受講者数については、令和7年度目標を上回るペースで達成しており、今後も、環境保全に係る学習機会を増やすように情報発信を続けていく。

○ 環境配慮の仕組みづくり

環境問題に関心の深い企業や団体、行政などが連携して環境にやさしい地域づくりを協働して進めることなどを目的として設立されたひろしま地球環境フォーラム等と連携して、講演会やセミナー等を行っている。

目標指標の達成状況については、「ひろしま地球環境フォーラム会員のうち、SDG s と関連付けて事業活動を行っている事業者の割合」は概ね目標を達成し、「環境経営やSDG s に関するセミナー等受講事業者数」は目標以上に達成しており、引き続き事業者に対して、環境経営やSDG s についての情報発信を行い、連携して環境に配慮した取組を推進する。

【主な目標指標の達成状況】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (R7)	目安	指標達成率	進捗状況
環境学習講師派遣学習会の 受講者数	人	113 (R2)	706	700	—	100.9%	目標どおり 達成
ひろしま地球環境フォー ラム会員のうち、SDG s と 関連付けて事業活動を行 っている事業者の割合	%	29.7	68.8	75	—	91.7%	概ね達成
環境経営やSDG s に関する セミナー等受講事業者数	者	65 (R2)	101	80	—	126.3%	目標以上 達成

令和 8 （2026） 年版

環 境 白 書

《環境に関する年次報告》



広 島 県

環境白書の刊行に当たって

広島県知事 横田 美香



私たちが住む広島県は、南に瀬戸内海が多島美、北に雄大な中国山地を有しており、美しく豊かな自然環境に恵まれています。

本県では、この恵み豊かな環境を将来にわたって守り育てるため、「第5次広島県環境基本計画」(計画期間:令和3(2021)年度～令和7(2025)年度(令和8(2026)年10月まで延長))を策定し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の仕組みの構築を目指して、取組を進めてきたところです。

近年、「気候変動」、「生物多様性の損失」、海洋プラスチックごみ問題等の「汚染」が環境に関する世界的危機として国際会議等においてその対応が議論されるとともに、世界的に資源の獲得競争が激しさを増しており、資源等の廃棄を減らして再利用を促進し、環境負荷を低減する循環経済への移行は、環境保全に加え、経済安全保障や産業競争力の確保の観点からも必要不可欠な取組となっております。

本県においても、これらの社会情勢を受け、気候変動対策として、2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた「省エネルギー対策等の推進」「再生可能エネルギーの導入促進」「カーボンサイクルの推進」等に取り組むとともに、熱中症予防や農林水産などの各分野における適応策を推進することとしております。

また、海洋プラスチックごみ対策については、2050年までに瀬戸内海に新たに流出するプラスチックごみゼロを目指し、官民連携組織の「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム(GSHIP)」において、代替素材製品の普及促進やリユース等によるプラスチックの使用量削減等の実証や社会実装を目指した取組を進めております。

これらに加え、自然環境と生物多様性の保全を推進するため、生物多様性や希少野生生物の保全への関心を喚起するとともに、クマ等による人身被害を防ぎ、人の生活と野生鳥獣との軋轢を解消するための取組を進めております。また、循環経済への移行に向けた資源循環の推進など、「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」に向けて取り組んでまいります。

この白書では、「第5次広島県環境基本計画」の体系に沿って、本県の環境の現状と課題及びこれらに対する取組などを幅広く掲載しています。

本書が、県民や事業者の皆様の環境に関する理解を深め、考え、そして行動につなげるための一助となることを願っております。

令和8(2026)年9月

目 次

第1部 広島県の環境政策

1 環境問題の推移	1
2 環境政策の方向性	3

第2部 環境の現状と県の取組

第1章 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

第1節 省エネルギー対策等の推進	5
1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進	5
2 その他温室効果ガス削減対策の推進	16
第2節 再生可能エネルギーの導入促進	17
第3節 カーボンサイクルの推進	20
1 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進	20
2 森林吸収源対策の推進	21
第4節 気候変動を見据えた適応策の推進	26

第2章 循環型社会の実現

第1節 資源循環サイクルを拡大させた社会づくり	31
1 一般廃棄物の徹底的な資源循環	33
2 産業廃棄物の徹底的な資源循環	36
第2節 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり	40
1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理	42
2 産業廃棄物の適正処理	44
3 廃棄物不法投棄防止対策	46

第3章 地域環境の保全

第1節 良好な大気環境の確保	50
1 大気質の保全	50
2 騒音・振動、悪臭の防止	54
第2節 健全な水環境の保全・管理	59
第3節 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全	70
第4節 プラスチックごみの海洋流出防止対策	76
第5節 地域環境の維持・向上	80
1 総合的な環境保全対策の推進	80
2 身近な緑地環境等と優れた景観の保全・創造	83

第4章 自然環境と生物多様性の保全

第1節 自然資源の持続可能な利用	90
第2節 生態系の健全な維持管理	97

第5章 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

第1節 環境学習・自主的な環境活動等の推進	102
第2節 環境関連産業の振興	108
1 環境・エネルギー関連産業の育成	108
第3節 環境配慮の仕組みづくり	111
1 事業者等による環境に配慮した取組の推進	111
2 県自らの率先行動	115

付1 第5次環境基本計画における指標及びその進捗状況	120
付2 環境関連事業費	127
付3 県・市町の環境行政組織	128
環境用語索引	131

コラム ●家庭の省エネは「見える化」から～うちエコ診断で、わが家に合ったエコアクションを～	25
コラム ●気候変動への適応の取組～高温登熟耐性米の導入～	30
コラム ●食品ロス削減の取組について	39
コラム ●光化学オキシダントに係る環境基準の改定について	89
コラム ●ひろしまの自然公園	96

※本書及び「広島県環境データ集」は、広島県環境情報サイト「エコひろしま」に掲載しています。
(アドレス：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>)
※表紙絵：令和7年度環境と健康のポスター・標語コンクール（環境部門）広島県知事賞（ポスター）
… P105に紹介

第 1 部
広島県の環境政策

このほか、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下など、気候変動及びその影響に適切に対応していくため、平成30年に「気候変動適応法」が成立し、令和5年4月に熱中症対策の更なる推進を図るため、同法が改正されました。同年5月には同法に基づく「熱中症対策実行計画」が閣議決定され、熱中症による死亡者数（5年移動平均死亡者数）を現状から半減することを中期的な目標（2030年）として位置付けられるとともに、関係府省庁における対策の強化が盛り込まれました。

『循環型社会の推進』

国では、循環型社会の構築に向け、平成12年6月、その基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定され、さらに、個別のリサイクルを進めるため、リサイクル関係各法¹の制定・改正が行われてきました。令和3年6月には、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため「プラスチック資源循環促進法」が制定され、リサイクルを推進する体制が整備されています。

また、「廃棄物処理法」の改正により規制が強化されており、有害物質の対策として、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「PCB廃棄物特別措置法」が制定されています。浄化槽については、単独浄化槽の転換と浄化槽の管理の向上のための「浄化槽法」の改正が行われています。

『地域環境の保全』

マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみが世界的な課題となっており、令和元年6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が、日本の提案により採択されました。また、令和5年5月に開催されたG7広島サミットでは、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の目標の10年前倒しとなる、「2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせること」への合意が、首脳コミュニケの中で示されたところです。

その他、アスベスト対策及び事業者の自主的な公害防止の取組促進のための「大気汚染防止法」等の改正や、「水銀に関する水俣条約」の担保措置として「水銀汚染防止法」の制定及び「大気汚染防止法」の改正、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するための「水質汚濁防止法」の改正、機器廃棄時のフロン類の回収率向上のための「フロン排出抑制法」の改正、瀬戸内海などの閉鎖性海域を対象とした水質総量規制が実施されています。

『自然環境と生物多様性の保全』

生物多様性の保全については、損なわれた生態系や自然環境の回復を目的とした「自然再生推進法」、生物多様性の確保に寄与することが盛り込まれた「自然公園法」や「自然環境保全法」、外来種による生態系等の被害を防ぐための「外来生物法」、生物の多様性を守るための「生物多様性基本法」のほか、鳥獣の保護・管理を進め、生物多様性と生活環境などとの調和を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」などが制定・改正されています。

『環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり』

持続可能な社会を構築するための基盤として、「環境教育等促進法」に基づき、従来の体験学習を中心とした環境教育に加え、幅広い実践的人材づくりへと発展させるための施策が行われています。

¹ リサイクル関係各法：容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）、食品リサイクル法（食品循環資源の再利用等の促進に関する法律）、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）、小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

■ 環境にやさしい広島づくりと次代への継承

これらの問題は、対策を講じないまま放置すれば、問題が更に深刻化するとともに、解決が一層困難となり、ひいては人類の生存基盤を脅かすことになります。

■ 環境政策の新たな展開

こうした取組の一つとして、本県では経済的手法を導入することとし、平成 15 年度に「産業廃棄物埋立税」を、平成 19 年度には「森づくり県民税」を導入し、その税収をリサイクル関連施策や温暖化防止対策の一つである森林整備等に充てています。

さらに、令和2年度には本県の環境政策の基盤となる「第5次環境基本計画」(R3～R7年度(R8年10月まで延長))、「第5次廃棄物処理計画」(R3～R7年度(R8年10月まで延長))及び「第3次地球温暖化防止地域計画」(R3～R12年度)を策定、令和4年度には、「第3次地球温暖化防止地域計画」を一部改定(R5～R12年度)したほか、地球温暖化対策については「みんなで挑戦 未来につながる2050 ひろしまネット・ゼロカーボン宣言」、海洋プラスチックごみ削減対策については「2050 輝くGREEN SEA 瀬戸内ひろしま宣言」を表明するなど、県民・事業者・行政の全ての主体が協働して、環境基本計画の基本理念である「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」の実現に向けた、様々な取組を行っています。

「第5次環境基本計画」等各計画に基づいて、SDGsの考え方に基づく施策の推進、地球温暖化対策の推進及びプラスチックごみの海洋流出防止対策の3つの新たな視点・ポイントを考慮し、第4次環境基本計画の基本理念を継承しつつ、【ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進】、【循環型社会の実現】、【地域環境の保全】、【自然環境と生物多様性の保全】、【環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり】の5つの施策とともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に取り組むこととしています。

年 代	経済状況	時代のキーワード	環境をめぐる動き・キーワード	国の環境行政の変遷					広島県の環境行政の変遷
				地球温暖化対策	廃棄物・リサイクル	公害防止・地球環境保全	自然環境・生物多様性	環境教育・その他	
1965 (S40)	神武景気 岩戸景気 初全総 いざなぎ景気	高度経済成長 所得倍増計画 都市化・人口ボーナス 大量消費	4大公害病・産業公害 レイチェルカーソン「沈黙の春」 典型7公害 光化学スモッグ カネミ油症事件（PCB対策） 公害国会（S45） 環境庁の設置 ストックホルム会議		化製場法（S23）	公害対策基本法（S42）⇒廃止（H5） 大気汚染防止法（S43） 騒音規制法（S43） 水質汚濁防止法（S45） 公害罪法（S45） 公害紛争処理法（S45） 悪臭防止法（S46） 公害防止組織整備法（S46） 公害健康被害補償法（S48）	自然公園法（S32） ※優れた自然の風景地の保護		県立自然公園条例（S34.10公布・S34.11施行）：自然を代表する優れた自然の風景地の指定等
		均衡ある日本建設	環境庁の設置 国民福祉の充実 国際協力の推進		廃棄物処理法（S45） 海洋汚染防止法（S45）		自然環境保全法（S47） ※自然環境を保全することが特に必要 な区域等の指定等	瀬戸内海環境保全臨時措置法（S48）	公害防止条例（S44制定、S46全部改正）：県の公害対策規制等 ⇒H15廃止、生活環境の保全等に関する条例に移行 公害紛争処理条例（S45.10公布・H45.11施行）：公害審査会の設置による紛争解決制度
	第1次石油ショック		日本列島改造 国民福祉の充実 国際協力の推進						自然環境保全条例（S47.12公布・S48.4施行）：自然環境を保全すべき地域の指定等
1975 (S50)			都市・生活型公害 公害問題から環境問題へ 省エネルギー	省エネ法（S54） ※エネルギー使用合理化の制度化	合法法（S50）	振動規制法（S51）		瀬戸内海環境保全特別措置法（S53） 瀬戸内海環境保全基本計画（S53）	自然公園施設設置管理条例（S51.3公布・S51.4施行）：自然公園施設の設置等
1985 (S60)	第2次石油ショック 相次ぐ経済対策	安定成長への移行 国民生活の質的向上	酸性雨 熱帯雨林減少・砂漠化		浄化槽法（S58）	水質汚濁防止法改正（S53） ※水質総量規制導入	大気汚染防止法改正（H元） ※特定粉じん（石綿）規制の導入 水質汚濁防止法改正（H2） ※生活排水対策の導入	自然環境保全法（S47） ※自然環境を保全することが特に必要 な区域等の指定等	自然海浜保全条例（S55.3公布・S55.5施行）：保全すべき自然海浜の指定等 第1次水質総量削減計画（S55.3） 瀬戸内海環境保全県計画（S56.7）
	ブラザ合意	円高 多極分散 豊かさ実感	ポントロサミット モントリオール議定書 IPCCの設立				大気汚染防止法改正（H元） ※特定粉じん（石綿）規制の導入 水質汚濁防止法改正（H2） ※生活排水対策の導入	野生生物種保存法（H4） ※絶滅のおそれのある種の保存	化製場法施行条例（S59.6公布・S59.10施行） 浄化槽保守点検業者登録条例（S60.7公布・S60.10施行）
	バブル崩壊 景気後退 雇用悪化	安心できる社会 地球サミット	地球サミット・リオ宣言	気候変動枠組条約署名（H4）	資源有効利用促進法（H3） 廃棄物処理法改正（H3） ※産業廃棄物処理業及び処理施設の 許可制度の見直し、廃石綿を特別管理 産業廃棄物に指定 有害廃棄物輸出入規制法（H4）			環境保全基金条例（H2.3公布・施行）：環境保全に係る普及啓発等の財源として創設 みどり景観基金条例（H3.3公布・H3.4施行） ふるさと広島景観保全創造条例（H3.3公布・施行）	
1995 (H7)		阪神・淡路大震災	COP1開催		環 境 基 本 法（H5.11公布・施行）：公害対策から総合的環境政策へ 第1次環境基本計画（H6.12閣議決定）	大気汚染防止法改正（H8） ※特定粉じん排出作業の規制導入		子どもエコクラブ発足（H7） ISO14001制定（H8） エコアクション21制定（H8） 環境影響評価法（H9）	野生生物種保護条例（H6.3公布・H7.1施行）：緊急に保護を要する野生生物の種を指定 環境審議会条例（H6.7公布・H6.8施行）：環境の保全に関する基本的事項等を審議する環境審議会を設置 環境基本条例（H7.3公布・施行）
2000 (H12)	消費税率5% 金融危機 デフレ IT革命	世界人口60億人突破	ナホトカ号重油流出事故 京都議定書 環境ホルモン ダイオキシン問題	京都議定書採択（H9） ※90年比▲6%の削減目標設定 地球温暖化対策推進法制定（H10）	容器包装リサイクル法（H7） 廃棄物処理法改正（H9） ※廃棄物処理基準、施設設置基準及び 罰則等の大幅な強化 家電リサイクル法（H10）	PRTR法（H11） ダイオキシン類対策特措法（H11）		第1次環境基本計画（H9.3）：環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的に推進 海砂採取禁止（H10.2） 一般廃棄物広域処理計画（H10.7）：効率のかつ持続可能なごみ処理の推進 環境影響評価条例（H10.10公布・H11.6施行）	
	ITバブル崩壊 構造改革	中央省庁再編 米国同時多発テロ	環境省発足	京都議定書批准（H14） 地球温暖化対策推進大綱（H14） ※省エネ・森林吸収源等の対策の具体 化	廃棄物処理法改正（H12） ※都道府県廃棄物処理計画の策定 食品リサイクル法（H12） 建設リサイクル法（H12） 循環型社会形成推進基本法（H12） ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理 の推進に関する特別措置法（H13） 使用済自動車の再資源化等に関する 法律（H14）	自然再生推進法（H14） ※失われた生態系等の自然環境の回 復を図る 鳥獣保護法（H14、全部改正） ※鳥獣の保護と被害防止、猟具の使 用に係る危険の予防を図る 外来生物法（H16） ※特定外来生物による生態系等に係 る被害防止を図る	グリーン購入法（H12）	産業廃棄物埋立税条例（H14.7公布・H15.4施行）：産業廃棄物の埋立抑制を図り、3R等に関する施策を推進 するため課税 産業廃棄物抑制基金条例（H15.3公布・H15.4施行）：産業廃棄物の3R等に関する施策の財源として創設 第1次環境処理計画（H15.3）：廃棄物の減量、その他適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進 生活環境保全条例（H15.10公布）：公害防止条例を全部改正、公害行政から環境保全行政への転換 第1次地球温暖化防止地域計画（H16.3）：県民・事業者・行政等による総合的な温室効果ガス削減対策を推進 RDF発電事業（福山リサイクル発電施設）操業開始（H16.4～R6.3）：広域リサイクルシステムの中核としてRDF を利用し発電	
	日本郵政公社発足	就職氷河期				大気汚染防止法改正（H16） ※VOC規制導入		環境保全活動・環境教育推進法（H15） エコアクション21制度化（H16） 景観法（H16）	
2005 (H17)	グローバル化 日本郵政グループ発足 原油価格上昇 リーマンショック	少子高齢化 人口減少	アスベスト ※石綿救済法（H18） エコカー減税、グリーン経済 生物多様性・COP10	京都議定書発効（H17）	廃棄物処理法改正（H18） ※石綿を含む廃棄物に係る無害化処 理認定制度の創設、処理基準の強化	大気汚染防止法改正（H18） ※大規模な土地改変に係る調査 制度の創設、②リスクに応じ規制対象 区域を分類化、③搬出土壌の適正 処理土壌の適正処理に係る制度創設 海洋漂着物処理推進法（H21）	自然公園法・自然環境保全法改正（H22） ※生物多様性の確保に寄与することが 明記される	環境学習推進実施計画（H17.3） ひろしまの森づくり県民税条例（H18.12公布・H19.4施行）：「ひろしまの森づくり県民税」の導入 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（H20.3）	
2010 (H22)		東日本大震災 福島第1原子力発電所事故			廃棄物処理法改正（H22） ※建設工事に伴い生ずる廃棄物の 処理責任の明確化、産業廃棄物収集 運搬業許可制度の改正等 放射線物質汚染対処特措法（H23） 小型家電リサイクル法（H24）	水質汚濁防止法改正（H23） ※地下水汚染未然防止の強化 （有害物質使用特定施設・有害物質 貯蔵指定施設に係る規制導入） 大気汚染防止法改正（H26） ※解体工事前の調査義務づけ	自然公園法・自然環境保全法改正（H22） ※生物多様性の確保に寄与することが 明記される	環境影響評価法改正（H23） ※戦略的環境アセスメント（配慮書手続 き）の導入 環境教育促進法（H23）	生物多様性広島戦略（H25.3）：生物多様性国家戦略に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する 計画を策定
2015 (H27)	アベノミクス 消費税率8% インバウンド	インバウンド 働き方改革 DX（デジタルトランス フォーメーション） G20大阪サミット （大阪ブルー・オーシャン・ビジョン） レジ袋有料化	パリ協定・SDGs COP21（気候変動枠組） 気候非常事態宣言、脱炭素ドミノ 海洋プラスチック問題 西日本豪雨 G20大阪サミット （大阪ブルー・オーシャン・ビジョン） ※災害、災害、農業影響等への適応を法制化 第5次エネルギー基本計画（H30） ※再エネを主力電源化	パリ協定採択（H27） ※2030年▲26%（2013年度比）目標の 設定 気候変動適応法制定（H30） ※災害、災害、農業影響等への適応を法制化 第5次エネルギー基本計画（H30） ※再エネを主力電源化	廃棄物処理法改正（H27） ※災害廃棄物処理に関する基本方針 の制定 廃棄物処理法改正（H29） ※有害使用済機器保管等届出制度の 創設 食品ロスの削減の推進に関する法律 （R1）	土壌汚染対策法改正（H29） ※有害物質使用特定施設に係る土地 の形質の変更時の届出等の対象を拡大	鳥獣保護管理法改正（H26） ※名称改正、鳥獣管理の明文化	持続可能な開発目標（SDGs）採択（H27）	広島県災害廃棄物処理計画（H30.3）：災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進
2020 (R2)	消費税率10% 新型コロナウィルス感染症 経済安全保障 賃上げ	新型コロナウィルス感染症 G7広島サミット	2050年カーボンニュートラル宣言 GX （グリーン・トランスフォーメーション） 循環経済（サーキュラーエコノミー） PFAS	2050年カーボンニュートラル宣言（R2） ※低炭素から脱炭素へ 地球温暖化対策計画（R3） ※2030年▲46%（2013年度比）目標の 設定 GX基本方針、GX推進法等（R5） ※2035年度▲60%・2040年度▲73% （2013年度比）削減目標の設定	プラスチック資源循環法（R4） 再資源化事業等高度化法（R6） 廃棄物処理法改正（R8） ※スクラップヤード許可制度創設、 災害廃棄物処理の推進ポリ塩化ビフェ ニル廃棄物の適正な処理の推進に 関する特別措置法改正（R8） ※処理期限後の処理体制確保 太陽電池廃棄物リサイクル法（R8）	大気汚染防止法改正（R2） ※建築物解体時の飛散防止対策強化	瀬戸内海環境保全特別措置法改正（R3） ※家畜糞類管理計画制度の創設	2050ひろしまネット・ゼロカーボン宣言（R3.3） 第3次広島県地球温暖化防止地域計画（R3.3）：2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた取組を推進 第3次広島県地球温暖化防止地域計画改定（R5.3） ※2030年度の温室効果ガス削減目標39.4%以上（13年度比）に引上げ	
2026 (R8)							鳥獣保護管理法改正（R7） ※緊急銃猟制度の創設		

第2部

環境の現状と県の取組

<注釈>

- ※ 各指標には、進捗状況を把握するため、目標に対する達成率を記載している。
達成率は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した「目安」と「現状値」の比で記載。
- ※ 原則として、指標の進捗状況は次の達成率により記載している。

達成率 120%以上	目標以上達成
達成率 100～120%	目標どおり達成
達成率 90～100%	概ね達成
達成率 90%未満	未達成

第1章 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

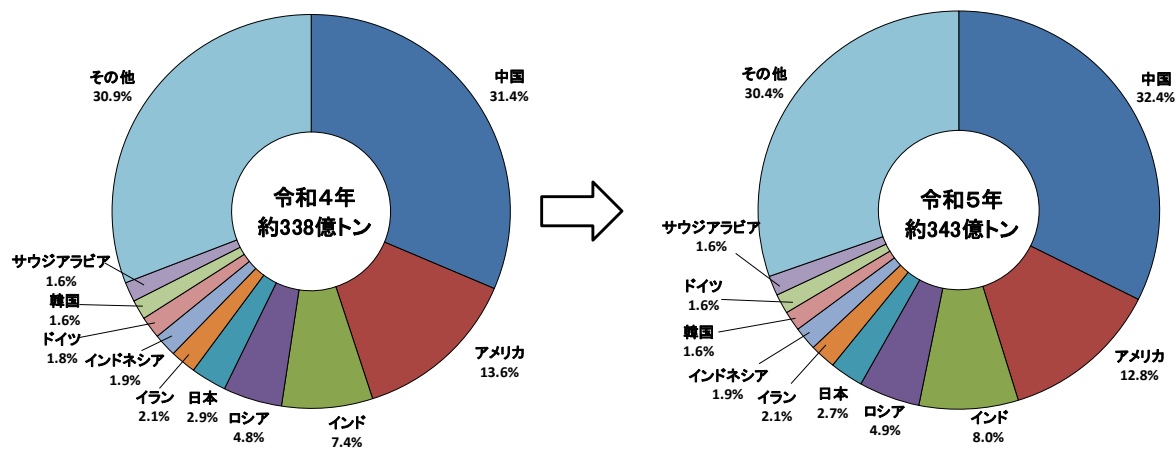
第1節 省エネルギー対策等の推進

1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進

【現状と課題】

(1) 世界の二酸化炭素等排出状況

世界各国における令和5年の二酸化炭素等温室効果ガス¹の排出量は、年間約343億トンで、令和4年と比較して、約5億トン増加しました。日本の排出量は、中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで世界第5位です。



図表 1-1-1 世界各国の温室効果ガス排出量割合（二酸化炭素換算）

出典：エネルギー・経済統計要覧

(2) 我が国及び県内の二酸化炭素排出状況

本県の令和4年度の二酸化炭素排出量は、第3次広島県地球温暖化防止地域計画の基準年度である平成25年度に比べて24.3%減少、令和3年度に比べて6.2%減少しています。

令和4年度の部門別の状況を見ると、産業部門からの排出量は3,144万トンで、県全体の72.5%と、最も大きな割合を占めるとともに、国全体の割合（46.4%）と比較しても、排出割合が高いのが特徴です。

¹ 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書による第二約束期間（2013～2020年）から追加された三フッ化窒素のほか、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

運輸部門からの排出量は519万トンで県全体の12.0%と2番目に大きな割合を占めています。

民生（家庭）部門からの排出量は431万トンで、県全体の9.9%を占めています。民生（家庭）部門の排出量は、世帯数や家電保有数の増加、家電の大型化等により取組が進みにくい側面があるため、家庭における省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入が一層必要となっています。

民生（業務）部門からの排出量は203万トンで、県全体の4.7%を占めています。

図表 1-1-2 二酸化炭素排出量と削減率（令和4年度）

区 分	H25 基準年度		R4 実績 ^{※2,3}		H25 からの削減率		県の削減目標 （目標年度：R7）
	国 （万 t）	県 （万 t）	国 （万 t）	県 （万 t）	国 （%）	県 （%）	
産 業 ^{※1}	61,886	4,094	47,751	3,144	▲ 22.8	▲ 23.2	H25 比 24%削減
運 輸	22,424	613	19,151	519	▲ 14.6	▲ 15.3	H25 比 16%削減
民生（家庭）	20,759	579	15,783	431	▲ 24.0	▲ 25.4	H25 比 41%削減
民生（業務）	23,727	405	17,719	203	▲ 25.3	▲ 49.9	H25 比 47%削減
廃 棄 物	2,990	45	2,541	42	▲ 15.0	▲ 6.1	H25 比 24%削減
合 計	131,787	5,736	102,945	4,340	▲ 21.9	▲ 24.3	H25 比 27%削減

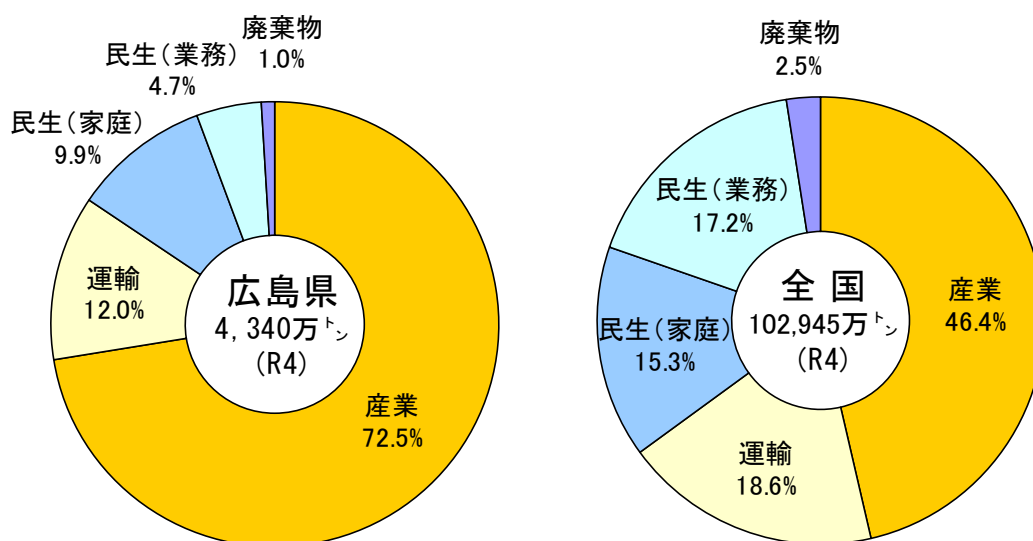
※1 産業にはエネルギー転換（発電施設等の自家消費）、工業プロセス（セメント生産など）を含む。

※2 令和4年度の県の二酸化炭素排出量は、中国電力(株)の実排出係数（0.537kg-CO₂/kWh）を用いて算出している。

※3 令和4年度の国の二酸化炭素排出量は、国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ」（R8.4月）から引用している。

資料：県環境政策課

図表 1-1-3 全国と広島県の二酸化炭素排出量の部門別割合（令和4年度）[※]



出典：国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ」

資料：県環境政策課

※ 端数調整により、合計が一致しない場合がある。

1 総合的・計画的な施策の推進

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R7）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	温室効果ガス排出量（県全体）	万 t-CO ₂	5,903 （H25）	4,540 （R4）	4,327※2 （R7）	4,721 （R4）	103.8%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 第3次広島県地球温暖化防止地域計画に定める令和12年度目標から算出した令和7年度に達成すべき値

【取組状況】

（1）「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策の推進 [環境政策課]

2050年「ネット・ゼロカーボン社会」の実現に向けて、本県の地球温暖化対策に係る計画である「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策を推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】「広島県地球温暖化防止地域計画」の推進。

（2）広島県地球環境対策推進会議 [環境政策課]

本県の地球温暖化対策に県全体で取り組むため、「広島県地球環境対策推進会議」を設置し、さらに推進会議の下に4つの部会（省エネ部会・再エネ部会・カーボンサイクル部会・県率先垂範部会）を設置しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】推進会議等の開催を通じて、「広島県地球温暖化防止地域計画」及び「広島県地球温暖化対策実行計画」に基づく施策の推進や進捗管理等を実施。

2 産業・民生（業務）部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R7）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量（産業）	万 t-CO ₂	4,094 （H25）	3,144 （R4）	3,100※2 （R7）	3,348 （R4）	106.1%	目標どおり達成
環境政策課	二酸化炭素排出量（民生（業務））	万 t-CO ₂	405 （H25）	203 （R4）	215※2 （R7）	263 （R4）	122.8%	目標以上達成
環境政策課	電力使用量（民生（業務））	TJ	17,076 （H25）	9,305 （R4）	11,779※2 （R7）	13,103 （R4）	129.0%	目標以上達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 第3次広島県地球温暖化防止地域計画に定める令和12年度目標から算出した令和7年度に達成すべき値

【取組状況】

（1）「温室効果ガス削減計画」策定・公表制度

ア 事業所の温室効果ガス削減に向けた取組促進 [環境政策課]

「広島県生活環境の保全等に関する条例（生活環境保全条例）」に基づき、県内の第1種²及び第2種エネルギー管理指定工場³に対し、温室効果ガス削減計画書と同計画書に基づいて実施した措置の状況（温室効果ガス削減実施状況報告書）の作成・公表及び県への提出を求めることで、事業者の自主的な取組をより一層促進し、事業活動に伴う温室効果ガス等の排出抑制を図っています。

2 第1種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算3,000k1以上の工場・事業場。

3 第2種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算1,500k1以上3,000k1未満の工場・事業場。

【令和7年度実績・令和8年度内容】条例の「温室効果ガス削減計画書」策定・公表制度により、計画書の策定状況及び進捗状況を把握・公表し、事業者の自主的な地球温暖化防止に向けた取組を促進。

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画書提出事業所数	176	202	219	223	222	213	212	207	206
報告書公表数	173	191	216	210	216	213	212	206	204

(2) 二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(3) 中小企業省エネルギー普及啓発・導入支援事業

ア 制度周知等情報発信 [環境政策課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】省エネ設備導入等を促進するため、業界団体等と連携したセミナーを9回開催、相談会を9回開催。令和8年度は、金融機関や関係団体と連携したセミナーや県内企業への働きかけ等を行い、参加事業者の拡大を図る。

イ 伴走型省エネ支援 [環境政策課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】県内企業49社に対し、二酸化炭素排出量の可視化から削減計画作成等まで、企業の取組進度に応じた支援を実施。令和8年度は、支援を継続するとともに、参加企業の成功事例や取り組みを紹介する報告会を実施し、県内での横展開を図る。

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

ウ 金融機関等と連携した脱炭素経営支援体制の構築 [環境政策課]

【令和8年度内容】金融機関や経済団体等と連携したコンソーシアムを設置し、支援機関間で相互連携・協働しながら、中小企業の脱炭素経営支援に取り組むための体制構築を図る（令和8年度新規事業）。

エ 価値創造型脱炭素モデルの創出・展開 [環境政策課]

【令和8年度内容】県内中小企業が脱炭素を手段として、新たな価値創出や競争力強化等を図るとともに、優れた取組を普及展開させるため、支援機関やサプライチェーン全体と連携した中小企業等の省エネ・脱炭素化のモデル的取組を支援（令和8年度新規事業）。

オ 省エネ設備等の導入支援 [環境政策課]

【令和8年度内容】エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業等の脱炭素化及びエネルギーコストの削減対策を促進するため、省エネ設備等の導入を支援（令和8年度新規事業）。

(4) カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業 [自動車・新産業課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】自動車業界のサプライチェーンのカーボンフットプリントの算定等をテーマにワークショップ及び実証活動を展開することにより、県内の先進事例として横展開できるモデルを創出した。令和8年度も引き続き、企業間連携支援による先進事例の創出に取り組むとともに、地域独自の活性化方策の検討を通じて、自動車産業を中心とした県内製造業者が主体的にカーボンニュートラルに取り組むことができる仕組みの構築を図る。

(5) 県の事務事業における率先行動の更なる推進

※ 関連事業：県地球温暖化対策実行計画の推進（P116）、下水道資源の有効活用（P117）

(6) 水産業スマート化推進事業（海面漁業におけるデジタル技術の活用）

ア ICT漁獲技術の実証〔水産課〕

ICT漁獲技術導入によって生産性の向上を図るため、小型底びき網や小型定置網において操業の効率化に向けた手法を検討しています。

【令和7年度実績】底びき網漁業者グループ内での操業場所や漁獲量に関する情報の共有効果の検証。

【令和8年度内容】ICT漁獲技術導入を希望する漁業者とシステムのベンダー企業とのマッチング。

イ 技術習得支援〔水産課〕

デジタル技術を活用した漁獲技術習得の効率化を図るため、ICT漁獲技術により操業状況を見える化した操業研修に取り組んでいます。

【令和7年度実績】ベテランの漁業者が漁業経験の浅い漁業者と操業場所や漁獲量を共有しながら指導する研修の試行。

【令和8年度内容】研修プログラムへのシステム導入の検討。

3 運輸部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量（運輸）	万t-CO ₂	613 (H25)	519 (R4)	518※2 (R7)	541 (R4)	104.0%	目標どおり達成
環境政策課	次世代自動車 ⁴ 導入割合	%	17.8 (H30)	29.7 (R6)	31 (R7)	29.0 (R6)	102.5%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 第3次広島県地球温暖化防止地域計画に定める令和12年度目標から算出した令和7年度に達成すべき値

【取組状況】

(1) 「自動車使用合理化⁵計画」策定・公表制度の運用

ア 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度〔環境保全課〕

「生活環境保全条例」に基づき、50台以上使用する事業者に対し、自動車使用合理化計画書と同計画に基づいて実施した措置の状況の作成・公表及び県への提出を求め、事業者の主体的取組を促進するとともに、運輸部門における二酸化炭素排出量削減や大気汚染防止を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】条例の「自動車使用合理化計画」策定・公表制度により、計画書の策定状況及び進捗状況を把握するとともに、事業者の大気汚染防止に向けた取組を支援。令和7年度は74事業者が自動車使用合理化計画書及び実施状況報告書を提出し、県ホームページにて公表。

項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
自動車使用合理化計画書 及び報告書提出事業者数	80	81	83	85	77	79	74

イ 駐車時のアイドリング・ストップ〔環境保全課〕

【令和7年度実績・令和8年度内容】駐車時のアイドリング・ストップについて、県ホームページにより広報。

4 次世代自動車：「低炭素社会づくり行動計画」（2008年7月閣議決定）において、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNG自動車等とされている。運輸要覧（中国運輸局）により広島県における保有台数を計上した。

5 自動車使用合理化：自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。

ウ 駐車場管理者等の責務 [環境保全課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】一定規模以上の駐車場を設置・管理する駐車場管理者等に対して、駐車時でのアイドリング・ストップの駐車場利用者への周知の実施について、県ホームページにより広報。

(2) 低炭素型交通体系の推進

ア 自動車交通量削減対策の推進

(ア) 都市交通円滑化の推進 [都市計画課]

広島都市圏の都市交通問題（渋滞、地球温暖化）を解決するため、パーク&ライド⁶を始めとした交通需要マネジメント⁷施策など都市交通円滑化施策を推進しています。

福山都市圏においては、ノーマイカー運動を主体とした取組に加え、中心部ループバスやレンタサイクル（bikebiz 施策）などの取組を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】パーク&ライドの利用を促すため、駐車場情報を提供するホームページを運営するとともに、広報誌やイベント等における啓発活動やグッズ等の作成を実施。

イ 交通流円滑化のための基盤整備の推進

(ア) 環状道路・バイパスの整備 [道路企画課、道路整備課]

自動車交通が適切に分散され、渋滞が緩和・解消されるよう、環状道路やバイパスの整備を推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】広島高速道路等（広島都市圏）、その他のバイパス等を整備。

(イ) 街路事業 [都市環境整備課]

道路交通の円滑化を図るため、路上工事の縮減に留意しつつ、道路の新設・拡幅、立体交差化、交差点改良等の道路構造の改善を推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度・令和8年度は、栗柄広谷線外10路線の整備を推進。

(ウ) 交通管制システムの高度化 [交通規制課]

a 信号制御の高度化

自動車交通の円滑化を図るため、交通流や交通量に応じたきめ細かな信号制御を推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】交通渋滞・混雑が著しい広島市、福山市及び呉市において集中制御機及び車両感知器を更新し、より適正な信号制御を推進。

b 道路交通情報等の充実

交通の分散化を図るため、光ビーコン⁸や交通情報板等の効果的な運用により、ドライバーに対して所要時間情報や渋滞情報、規制情報などの道路交通情報をタイムリーに提供しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】交通の分散による車両の流れの円滑化を図るため、交通情報板、光ビーコン等による渋滞情報、規制情報等の積極的な広報を推進。

6 パーク&ライド：都心の外周部や都市周辺部の駐車場に自動車等を停め、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

7 交通需要マネジメント：自動車の効率的利用や、公共交通への利用転換、時間や経路の変更などを進めることにより、交通渋滞の緩和を図り、環境の改善や地域の活性化を目指す取組。

8 光ビーコン：光（目には見えない近赤外線）を用いて車載機との双方向通信を行うもの。車両の存在を感知する車両感知器としての機能も持っている。

ウ 公共交通機関の利用促進 [公共交通政策課]

(ア) 広島県地域公共交通ビジョン推進事業

県全域を対象とした地域公共交通政策のマスタープランである「広島県地域公共交通ビジョン」の目指す姿の実現に向けて、ビジョン施策の基盤となるデータ整備や人材育成を進めるとともに、市町や事業者が一体となり、公共交通機関の利用促進を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】市町や交通事業者と共に利用促進案の検討を実施。

(イ) 地域公共交通維持確保事業（LRT システム整備事業）

【令和7年度実績・令和8年度内容】「広島都市圏 LRT 整備計画」に基づく広域的な鉄道路線への低床式路面電車の導入を促進。

(3) 物流の効率化等

ア 港湾物流の効率化 [港湾漁港整備課]

広島港国際コンテナターミナルの直背後に倉庫用地等を確保し、コンテナ貨物の陸上輸送距離を縮減させることにより物流の効率化を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】臨海土地造成事業の推進。

イ カーボンニュートラルポート（CNP）の形成（公共事業）[港湾漁港整備課]

港湾やその周辺の地域の脱炭素化を目指すため、港湾脱炭素化推進計画の取組を推進しています。

【令和7年度実績】港湾脱炭素化推進計画の策定。

【令和8年度内容】照明設備の LED⁹ 化を推進。

(4) 低公害車等の導入拡大

ア 完全自立型 EV シェアリングステーションの実証事業 [環境政策課]

令和4年4月から、広島県立広島産業会館（広島市南区）に電力系統から分離・独立したソーラーカーポートを設置するとともに、再生可能エネルギーを使用した EV を県、民間事業者等により共同利用し、課題等の検証を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】EV シェアリングステーションの実証事業により、課題等の検証及び情報発信を実施。

イ EV バス導入支援 [公共交通政策課]

交通事業者が導入した EV バスの運行実績を県内のバス事業者に効果的に情報共有を行うことで、県内の交通のグリーン・トランスフォーメーションを推進します。

【令和7年度実績】導入した EV バスの運行実績を県内のバス事業者に効果的に情報共有。

(5) エコドライブ¹⁰等の普及

ア 生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進 [環境保全課]

「生活環境保全条例」に基づく「県自動車使用合理化計画」を定め、県公用車の自動車使用合理化や低公害車の導入等を図るとともに、環境に配慮した運転等を推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】自動車合理化計画による低公害車の導入促進及び県ホームページによる広報、「県自動車使用合理化計画」の改定（令和7年度）。

⁹ LED：発光ダイオード（Light Emitting Diode）、電気を流すと発光する半導体。

¹⁰ エコドライブ：二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐車時に原動機を停止する（アイドリング・ストップ）、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えめにするなどが挙げられる。

イ 燃費向上に資する環境（省エネ）対策支援 [公共交通政策課]

交通事業者（バス、旅客船、タクシー）が実施する燃費向上に資する環境（省エネ）対策に必要な費用の一部の補助を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は、デジタル運行記録の導入及びその解析結果を基にしたエコドライブ指導、低燃費型船底塗料導入などに対する費用の一部の補助等を実施。令和8年度についても、継続した支援を実施。

（6）県自らの電動車の率先導入

※ 関連事業：県地球温暖化対策実行計画の推進（P116）

4 民生（家庭）部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量 (民生（家庭）)	万 t-CO ₂	579 (H25)	431 (R4)	344※2 (R7)	403 (R4)	93.0%	概ね達成
環境政策課	電力使用量（家庭）	TJ	23,711 (H25)	23,783 (R4)	19,474※2 (R7)	20,533 (R4)	84.2%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 第3次広島県地球温暖化防止地域計画に定める令和12年度目標から算出した令和7年度に達成すべき値

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
電力使用量（家庭）	省エネ家電の普及等は進んでいるものの、夏の高温による冷房需要の増加により、計画で見込んだ水準まで減少しなかったため。	うちエコ診断等によるエネルギー使用量の見える化を起点として、省エネ行動の実践・継続を促すとともに、省エネ家電への買替えや住宅の断熱化を促進し、家庭の電力使用量の削減を図る。

【取組状況】

（1）低炭素型まちづくり、建築物の省エネ性能向上の促進

ア 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物の普及 [建築課]

二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物を「低炭素建築物」と定義し、市街化区域等内で新築等を行う場合、一定の基準に適合する建築計画について認定制度を設け、認定建築物を普及・啓発することで、都市の低炭素化の促進を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】県ホームページ等による広報を実施。令和7年度は、低炭素建築物の認定件数72件。

イ 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に基づく省エネ建築物の普及 [建築課]

① 建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置及び②省エネ誘導基準に適合した性能向上計画認定建築物の容積率特例の誘導措置を講じることにより、建築物の省エネ性能の向上を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】県ホームページ等による広報を実施。令和7年度は、性能向上計画認定建築物の申請件数13件。

ウ スマートハウス等の普及・啓発 [環境政策課]

太陽光発電や蓄電池などを有効活用し、空調等のエネルギー効率が高いスマートハウス等省エネ住宅の普及啓発を行います。

【令和7年度実績・令和8年度内容】断熱リフォームのメリットや国の補助事業に係る情報を整理し、セミナーやイベント等による普及啓発を実施。令和8年度も引き続き、断熱改修の推進を図るためのセミナー等を実施するとともに、既存住宅の窓断熱改修に対する補助金事業も併せて実施することにより、スマートハウスの普及促進を図る。

(2) 二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(3) 省エネ活動等を通じたコミュニティの再生

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(4) 地域における温暖化防止の取組の促進

※ 関連事業：県民運動の支援 (P13)

(5) 省エネの実践行動を促すための仕組みづくり・情報発信

ア 県民運動の支援

(ア)「ひろしま環境の日」の普及 [環境政策課]

県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成22年6月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」と決めました。また、その取組として、平成23年6月から、「ひろしま環境の日」の趣旨に賛同し実践行動に取り組む企業・学校・地域活動団体等による「行動宣言」の募集・登録を開始し、その取組内容等について広く県民へ情報発信しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】募集開始からこれまでに、「ひろしま環境の日」行動宣言に1,674団体が登録(令和8年5月末時点)。令和6年度からは、該当ホームページを刷新する等し、引き続き、行動宣言の登録を促進するとともに、県民への取組内容等の情報発信を実施。

(イ) マイバッグ運動の推進(環境保全活動支援事業)[環境政策課]

市町・事業者及び消費者団体等の協力を得て、「広島県におけるマイバッグ等の持参とレジ袋削減推進に関する協定書」を締結し、平成21年10月1日から取組を継続しています。なお、法令の改正により全国で令和2年7月からレジ袋の有料化が始まりました。

【令和7年度実績】「ひろしま環境の日」と連動してマイバッグ運動の趣旨を啓発。

<レジ袋削減枚数・辞退率・参加店舗数>

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7
削減レジ袋(万枚)	18,969	16,462	19,348	15,253	12,558	12,279
辞退率(%)	86.6	85.5	85.1	84.8	85.2	84.9
参加店舗数	332	332	299	271	223	220

※業務提携やレジシステムの変更などにより、一部データを取得できなかった店舗がある。

(ウ) 家庭等における取組支援 [環境政策課]

家庭、学校等における省エネや廃棄物削減への取組を支援しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】地球温暖化防止に係る県民運動として、地球温暖化防止に関するイベント、「環境の日」ひろしま大会などを開催。

※ 関連事業：環境学習講師派遣 (P103)

(エ) 地域における取組支援（環境保全活動支援事業）〔環境政策課〕

広島県地球温暖化防止活動推進センター¹¹（脱温暖化センターひろしま）と連携し、温室効果ガスの排出抑制に向けた地域の主体的な取組を支援しています。

広島県地球温暖化防止活動推進センターでは、地球温暖化に関する啓発・広報活動、地球温暖化対策地域協議会の支援、地球温暖化防止活動推進員の養成、家庭におけるエネルギー使用量に関する調査活動などに取り組んでいます。

【令和7年度実績・令和8年度内容】県内の地球温暖化対策地域協議会¹²（14市町20団体）の持続的な運営に向けた支援などを実施。

(オ) 脱・温暖化フェアの開催〔環境政策課〕

省エネを中心とした家庭における環境配慮行動を促すため、省エネ工作や省エネ相談など親子で楽しめる体験型環境学習の機会を提供しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は7月23日（水）に広島市中区基町の「シャレオ中央広場」にて開催、令和8年度は同所にて7月24日（金）に開催。

イ CO₂削減／ライトダウンキャンペーンの推進〔環境政策課〕

地球温暖化問題を考える機会として、夏至の日から七夕の日までの間、ライトアップ施設や家庭の照明を消すよう広く呼びかけるCO₂削減／ライトダウンキャンペーンを実施するとともに、夏至の日及び七夕の日（クールアース・デー）に、県有施設、市町及びひろしま地球環境フォーラム¹³会員企業・団体へ呼びかけて、ライトアップ施設等の消灯を実施しています。

ウ ひろしまクールシェア¹⁴の推進〔環境政策課〕

県民が夏の外出時に気軽に利用できる涼しい場所を「クールシェアスポット」として登録・周知する、「ひろしまクールシェア」等を実施しています。

【令和7年度実績】夏季は、参加協力施設を募ってクールシェアを実施し、冬季は家庭での省エネ行動の実践を促す「冬の光熱費節約チャレンジ」を実施。

【令和8年度内容】7月1日から9月30日までの間、県内の公共施設や商業施設を募ってクールシェアを実施。

<ひろしまクールシェア参加施設数>

項目	R1	R2～R4	R5	R6	R7
参加公共施設数	267	—	128	145	193
参加商業施設数	839	—	774	1,428	1,461

※令和2年～令和4年度は新型コロナウイルスの影響によりクールシェア参加施設を募っていないため、施設数は無掲載。

エ 長期優良住宅¹⁵の普及促進〔住宅課〕

広報等により、高い省エネルギー性及び耐久性を有する長期優良住宅の普及を促進するとともに、確実な施工方法等の啓発を行うことにより、住宅の長寿化による資源の有効利用と廃棄物の排出抑制及び地球環境への負荷低減を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度の県内長期優良住宅の認定戸数は、3,098戸。令和8年度も長期優良住宅建築等計画の認定申請について、県ホームページ等による広報を実施。

11 広島県地球温暖化防止活動推進センター：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では、平成12年4月1日に（一財）広島県環境保健協会を指定。

12 地球温暖化対策地域協議会：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置。

13 ひろしま地球環境フォーラム：広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

14 クールシェア：涼を分かち合う取組。例えば、公園や図書館などの公共施設を使用することで涼をシェアするなどの取組がある。

15 長期優良住宅：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境への配慮、住戸面積及び維持保全計画の各項目について認定基準を満たし、着工前に所管行政庁の認定を受けた住宅。

オ 家庭における省エネ行動促進事業 【環境政策課】

家庭における省エネ行動を促進するため、家庭の光熱費等を基に二酸化炭素排出量を見える化し、各家庭のライフスタイルに応じた省エネ対策を提案する「うちエコ診断」の受診を促進しています。

「うちエコ診断士（環境省認定資格）」による個別診断のほか、環境省が運用する「うちエコ診断 WEB サービス」の活用を進めています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】「うちエコ診断士」による個別診断及び「うちエコ診断 WEB サービス」の受診促進。

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
「うちエコ診断」受診世帯数（累計）	454	1,016	1,643	2,107	2,687	3,333	5,689	9,563	53,006

カ 家庭における省エネ・脱炭素アクション推進事業 【環境政策課】

家庭における省エネ・脱炭素行動の実践と定着を図るため、Web アプリ「モアクト」を活用した「広島みんなでエコアクション！キャンペーン」を実施しています。参加者は、「うちエコ診断 WEB サービス」の受診や、日常生活におけるエコアクション、省エネ家電等への買い替えなどのミッションに取り組み、その達成状況に応じてポイントを獲得することができます。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は、省エネ効果の高いLED照明器具、エアコン及び電気冷蔵庫の購入と「うちエコ診断 WEB サービス」の受診を要件とする「ひろしま省エネ家電購入応援キャンペーン」を実施。申請件数は42,610件。令和8年度は、従来の買い替え支援中心の取組を発展させ、「うちエコ診断 WEB サービス」の受診を入口として、診断後の省エネ・脱炭素行動をWeb アプリ上のミッションとして提示し、その実践に応じたポイント付与等により、継続的な行動の定着を促進する取組を実施。

5 廃棄物部門対策**【成果指標】**

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R7）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	二酸化炭素排出量 （廃棄物）	万 t-CO ₂	45 （H25）	42 （R4）	34※2 （R7）	37 （R4）	86.3%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 第3次広島県地球温暖化防止地域計画に定める令和12年度目標から算出した令和7年度に達成すべき値

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
二酸化炭素排出量 （廃棄物）	主な排出源である廃プラスチック類の焼却量について、減少傾向にあるものの、近年はほぼ横ばい状態となっている。	各種リサイクル法等について県民等へ周知を行うとともに、リサイクル関係施設の整備や技術開発への助成等を実施し、廃棄物の排出抑制、リサイクルを推進する。

【取組状況】**（1）廃棄物の排出抑制及びリサイクル等の推進**

※ 関連事業：排出抑制及び減量化（P33）、一般廃棄物のリサイクルの推進（P33）、各種リサイクル法の推進（P33）、食品廃棄物削減等対策（P35）、発生抑制及び減量化（P36）、産業廃棄物のリサイクルの推進（P36）、産業廃棄物埋立税を活用した施策の推進（P37）

2 その他温室効果ガス削減対策の推進

【現状と課題】

(1) フロン類¹⁶対策の推進

オゾン層¹⁷は上空の成層圏にあり、有害な紫外線を吸収して、地球上の生物を守っていますが、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）などのフロン類は、大気中に放出されるとオゾン層まで到達して、オゾン層を破壊してしまいます。そのため、オゾン層を破壊しない代替フロンである HFCs（ハイドロフルオロカーボン）への転換が進められてきましたが、温室効果が大きい物質となっています。

このため、「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」の各法律に基づき、フロン類の回収・破壊など、排出抑制の徹底を図る必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R7）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課 環境保全課	その他ガス排出量	万 t-CO ₂	167 (H25)	200 (R4)	117※2 (R7)	129 (R4)	45.1%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 第3次広島県地球温暖化防止地域計画に定める令和12年度目標から算出した令和7年度に達成すべき値

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
その他ガス排出量	エアコンや冷凍冷蔵機器の冷媒について、オゾン層破壊物質であるフロンから代替フロンへの転換が進んだこと、全国的に機器廃棄時等のフロン類回収が十分になされていないことによる。	フロン排出抑制法改正による規制の強化（令和2年4月施行）を踏まえ、機器管理者、充填回収業者、建設業者等に対する監視指導を適切に実施し、フロン類回収の徹底を図る。

【取組状況】

(1) フロン類対策の徹底

ア フロン排出抑制法に基づくフロン類の充填・回収 【環境保全課】

「フロン排出抑制法」に基づき、業務用冷凍空調機器からのフロン類の充填・回収を業として行う者の登録及び立入検査等を実施しています。また、充填・回収に関する基準の遵守徹底及び行程管理制度の導入等について適正な執行を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は74者を新規に登録し、年度末での登録者数は932者。充填・回収業者のほか、機器管理者等を対象に154件の立入検査を実施。

※ 関連事業：家電リサイクル法の推進（P34）、自動車リサイクル法の推進（P36）

16 フロン類：炭化水素にフッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）。CFC（クロロフルオロカーボン）と HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質。HFCs（ハイドロフルオロカーボン）は塩素を持たないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つである。なお、フロン排出抑制法では、オゾン層保護法に規定された CFC 及び HCFC 並びに地球温暖化対策推進法に規定された HFC を対象として、規制を行っている。

17 オゾン層：オゾン層は地上 10～50km の大気圏にあり、約 20km 付近が最大濃度になっている。オゾンは酸素原子 3 個が結合してできた気体。成層圏内に上昇した酸素分子が上空の紫外線のエネルギーを受けて 2 個の酸素原子に分かれ単独になった酸素原子と別の酸素分子とが結合しオゾンとなる。

第2節 再生可能エネルギーの導入促進

【現状と課題】

温室効果ガスの削減目標の達成に向け、エネルギー供給面においても削減効果の高い対策を実施する必要があります。

日射量が多いという本県の地域特性、国等の補助制度及び電力固定価格買取（FIT）制度¹⁸等により、太陽光発電の導入が進んでおり、令和6年度末のFIT制度に基づく太陽光発電設備の導入容量は1,912千kWとなっています。

また、本県は豊富な森林資源を有しており、バイオマスを活用した発電・熱利用も進められています。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	太陽光発電設備導入量	千kW	1,359	1,912 (R6)	1,669 (R7)	1,617 (R6)	118.3%	目標どおり達成
環境政策課	バイオマス発電設備導入量		128	281 (R6)	128 (R7)	128 (R6)	219.4%	目標以上達成
環境政策課	廃棄物発電設備導入量		68	65 (R6)	68 (R7)	68 (R6)	95.3%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（1）太陽光のエネルギー利用の促進

ア 地域還元型再生可能エネルギー導入事業 【環境政策課】

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、県と中国電力グループが共同して、メガソーラー発電事業に取り組んでいます。

なお、発電事業によって得られる収益は、地域に還元しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】メガソーラー発電所を適切に管理・運営するとともに、売電を継続し、その収益の地域還元事業として、地域における温暖化対策活動や幼稚園・保育園における創エネ・省エネ設備（省エネ型エアコン、太陽光発電システム等）の導入、家庭における省エネ機器の導入、中小企業における省エネ設備等の普及啓発・導入支援等を実施。令和8年度は、引き続き、自家消費型太陽光発電やマイクロ小水力発電等の再エネ導入に関する取組を実施。

＜パネル容量、発電実績＞

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
パネル容量（Mw）	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4
発電実績（千kWh）	12,440	12,553	12,556	12,690	12,305	12,818	11,815	11,691	11,691

18 電力固定価格買取制度（FIT：Feed-in Tariff）：平成24年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電力を、国が定める固定価格で、一定期間、電気事業者が調達を義務付ける制度。

＜創エネ・省エネ設備導入促進補助金＞

項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
補助件数（件）	17	14	6	3	6	3	9
補助金額（千円）	77,335	63,733	25,686	13,088	25,536	17,343	38,110

＜温暖化対策活動促進補助金＞

項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
補助件数（件）	24	12	27	21	16	16	14
補助金額（千円）	7,098	2,872	4,117	5,167	5,263	5,896	6,149

イ 県有施設太陽光発電導入事業 [環境政策課]

再生可能エネルギーの普及拡大に向けて、既存の県有施設（2施設）の屋根上へリース方式により太陽光発電設備を設置しています。

【令和7年度実績】リース方式による太陽光発電設備の運営。発電実績：108千kWh

【令和8年度内容】リース方式による太陽光発電設備の運営。

ウ 県営住宅整備事業 [住宅課]

高い省エネルギー性能を有する県営住宅を供給することにより、地球温暖化対策に努めています。

建替えを行う県営住宅において、長い耐用年数を見据え、住戸内の断熱性の向上などにより省エネルギー化を推進します。

【令和7年度実績・令和8年度内容】

県営鯉港住宅1期新築工事（R6～R8）

県営第三上安住宅（仮称）新築工事（R8～R9）

県営熊野住宅南ブロック（仮称）2期新築工事（R8～R10）

県営向ヶ丘住宅新築工事（R8～R9）

県営引野住宅Aブロック（仮称）2期新築工事（予定）

（2）小水力のエネルギー利用の促進

ア ダム小水力発電推進事業 [農業基盤課・河川課]

ダム管理の合理化をはじめとして、ダムに潜在する水力エネルギーの有効活用を図るため、福富ダム及び三川ダムにおける河川維持流量等のダム放流水を利用したダム管理用水力発電を推進しています。

イ 水道施設マイクロ水力発電導入支援事業 [環境政策課]

マイクロ小水力発電の普及に向けて、採算性など導入ポテンシャルが見込まれる県内の水道施設について実際の導入に向けた標準仕様の作成など、市町等の事業化を支援します。

【令和7年度実績】昨年度調査した水道施設からポテンシャルが見込まれる3施設を抽出し、導入可能性調査を実施。事業者（水力発電設備メーカー）へのサウンディング等により、導入の実現可能性を確認するとともに、設備導入条件等の整理や検討を実施。

【令和8年度内容】導入が見込める施設については、引き続き導入検討を進めるとともに、導入を検討する自治体、民間事業者向けのマニュアル作成などを実施し、導入に向けた取組を支援。

(3) その他のエネルギーの有効利用

※ 関連事業：下水道資源の有効活用（P117）

(4) 再生可能エネルギーの利用（需要側）に着目した取組

ア 再エネ電力の自家使用や再エネ電力契約に係る情報提供 [環境政策課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】家庭や事業者に対し、再生可能エネルギー（再エネ）電力について、建物屋根などに太陽光発電設備を設置し、その電力を活用する方法や、電力契約を小売電気事業者が提供する「再エネ電力メニュー」に切り替える方法などについて、ホームページ等を活用して広報。

イ 課題解決型太陽光発電施設導入事業 [環境政策課]

自家消費型太陽光発電の普及に向け、休日の電力需要低下による余剰電力を蓄電池により活用する等、導入における課題を解決するモデル事業への支援を実施します。

【令和7年度実績】従来工法では設置が困難な場所に対して設置方法の工夫により、太陽光発電設備を導入するモデルなど、3件の事業に対し支援。

【令和8年度内容】モデル事業の成果を検証し、事例展開による普及を図るとともに、新たな課題解決を目指すモデルについても支援。

(5) カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業（再掲） [自動車・新産業課]（P8）

第3節 カーボンサイクルの推進

1 広島型カーボンサイクル¹⁹構築に向けた取組の推進

【現状と課題】

化石燃料の利用に伴う二酸化炭素の排出を大幅に低減していくことが求められる中、国が令和元（2019）年6月に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、CCS・CCU／カーボンリサイクル²⁰を推進することとしています。

また、国が令和5（2023）年6月に改訂した「カーボンリサイクルロードマップ」においても、カーボンリサイクルは、再生可能エネルギー、原子力、水素・アンモニアとともに、日本の脱炭素化と産業政策やエネルギー政策を両立するための「鍵」となる重要なオプションの一つと位置付けています。平成21（2009）年10月国連環境計画（UNEP）の報告書では、海洋における炭素固定効果の重要性が指摘（ブルーカーボンと命名）されており、二酸化炭素吸収源対策として、ブルーカーボン生態系を活用する取組が進められつつあります。

本県では、大崎上島町において、高効率石炭火力発電から二酸化炭素を分離、回収する実証試験が進められているほか、カーボンリサイクル技術の早期実用化に向け、関連する各種の研究や技術開発に集中・横断的に取り組む実証研究拠点において、研究開発が行われています。

カーボンリサイクル技術の多くが、いまだ要素技術の研究開発段階にあり、また、全般的に研究開発の難易度が高いことから、実用化まで時間がかかることが見込まれています。カーボンリサイクル技術については、グローバルな課題解決やSDGsの推進につながる可能性があり、環境、資源、エネルギー、農業、建築など様々な分野へ応用していく取組が求められています。陸上や海洋を含む自然界において、カーボン（炭素）を循環させていく仕組みの構築が求められています。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗状況
環境・エネルギー課	二酸化炭素の回収・再利用に係る研究開発事業の数	件	5※ (R2)	12	基準年度値より増加 (R7)	—	240.0%	目標以上達成
環境政策課	二酸化炭素の回収・再利用に係る実用化件数の数	件	1 (R2)	2	基準年度値より増加 (R7)	—	200.0%	目標以上達成

※ 国のカーボンリサイクル関連予算を活用した技術開発のうち、大崎上島町の実証研究拠点化に係るもの（CO₂分離回収技術を含む累計）

¹⁹ 広島型カーボンサイクル：二酸化炭素（CO₂）を炭素資源（カーボン）と捉え、広島県の強みを生かしながら、生産活動における再利用や、海洋中で二酸化炭素に分解される海洋生分解性プラスチック等の普及促進などにより、海洋を含む地球上において、炭素を循環させる仕組み。

²⁰ CCS・CCU：Carbon dioxide Capture and Storage、Carbon dioxide Capture and Utilization の略称で、分離した二酸化炭素（CO₂）を貯留（Storage）、再利用（Utilization）する考え方。

カーボンリサイクル：二酸化炭素（CO₂）を炭素資源（カーボン）と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）すること。

【取組状況】**(1) 広島型カーボンサイクルの推進****ア 環境・エネルギー産業集積促進事業〔環境・エネルギー産業課〕**

国は大崎上島にカーボンリサイクルに関する実証研究の拠点を整備しており、こうした国の新たな取組と一体となって、企業や研究開発機関などの誘致を推進していくため、令和3年度に産学官で組織する広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会を立ち上げ、協議会での議論を踏まえて、本県の強みを生かしながら、当面の進む方向性を整理した広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進構想を策定しました。(令和7年4月には第二版として改定)

令和4年度には、県独自のカーボンリサイクル関連技術研究・実証補助金を創設し、共同研究やプロジェクト創出を目的としたマッチング支援を行うなど、本県にカーボンリサイクルの研究に魅力的な環境を作ることにより、企業や研究開発機関などの県内への集積を図る取組を始めています。

イ 海洋プラスチック対策〔環境保全課〕

海洋プラスチックごみによる新たな汚染を防止するため、令和3年度に企業等と設立したプラットフォームにおいて、代替素材の普及・促進といったプラスチックの使用量削減に取り組んでおり、石油由来プラスチックからバイオマスプラスチック・生分解性プラスチック等への代替を促進することにより、海洋プラスチックごみ対策と併せて、カーボンニュートラルを推進していきます。

※ 関連事業：海洋プラスチック対策(P77)

ウ 広島県地球環境対策推進会議

※ 関連事業：カーボンサイクル部会(P7)

(2) カーボンニュートラルポート(CNP)の形成(公共事業)(再掲)〔港湾漁港整備課〕(P11)**2 森林吸収源対策の推進****【現状と課題】**

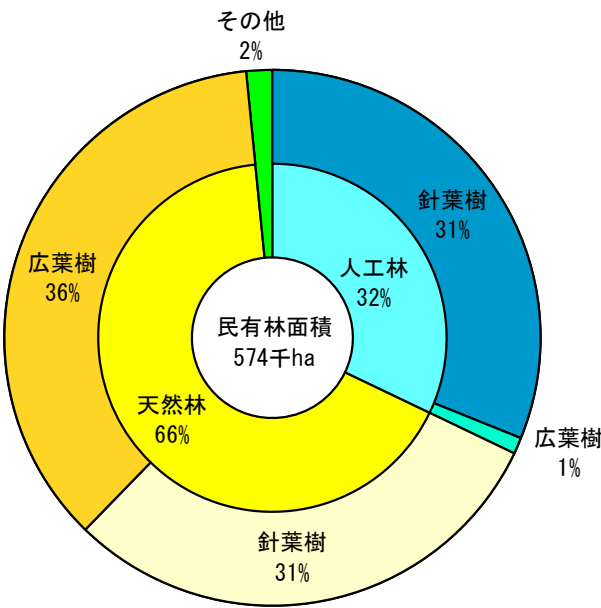
本県の森林面積は、県土面積の約7割に当たる622千ha(令和7年10月現在)で、そのうち民有林面積は574千haと、森林面積の92%を占めており、これらの森林の適切な管理を通じた、二酸化炭素吸収源としての貢献が期待されています。

しかしながら、林業事業体による森林の長期的な安定経営が確立されておらず、手入れ不足人工林がいまだに存在しています。

このため、経営力の高い林業経営者による林業経営適地²¹での持続的な経営管理や、地域住民等による里山林管理、公的管理により、手入れ不足人工林の整備を進める必要があります。

21 林業経営適地：現場条件がよく、一定規模の面積としてまとまっており、地域関係者により持続的な林業経営を行う場所として特定された森林。

図表 1-3-1 県内民有林の林種別面積



資料：県林業課「林務関係行政資料」(R7.10)

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値（R1）	現状値（R7）	目標値（目標年度）	目安	指標の達成率	進捗状況
森林保全課	手入れ不足人工林の間伐面積	ha	617	836	1,050（R7）	—	79.6%	未達成

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
手入れ不足人工林の間伐面積	不在村森林所有者の増加や世代交代が進んでいるほか、小規模分散の所有形態の人工林が未施業地として多く残っているため、境界確定や事業同意の取得が年々困難になってきていることから、目標を下回った。	市町を通じ、事業主体が森林所有者の特定や小規模事業地の取りまとめに要する経費を助成するとともに、リモートセンシングを活用した森林の境界確認の推進等により、事業箇所の掘り起こしを促す。

【取組状況】

（1）森林整備の推進

ア 林業・木材産業等競争力強化対策事業、造林事業（育成林整備事業） [林業課]

間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、林内路網の整備や高性能林業機械の導入など、効率的な森林整備に必要な基盤づくりを行っています。

（林業・木材産業等競争力強化対策事業）

【令和7年度実績】森林整備面積：172ha

【令和8年度内容】森林整備面積：287ha

（造林事業（育成林整備事業））

【令和7年度実績】森林整備面積：1,628ha

【令和8年度内容】森林整備面積：1,889ha

イ ひろしまの森づくり事業 [森林保全課]

県土の保全や水源涵養^{かん}など、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源として、県民共有の財産である森林を、県民全体で守り育てる事業を推進しています。

【令和7年度実績】人工林対策：長年手入れされず放置されたスギ・ヒノキの間伐（549ha）、住宅分野に県産材を使用する取組への助成等。

里山林等の対策：集落周辺の荒廃した里山林の整備（137ha）、森林ボランティア活動の支援、現地体験型学習会の実施、小規模林業経営を行う団体等に対する助成など、地域の創意工夫による様々な取組を支援。

県民意識の醸成：テレビニュース、テレビCM、WEB広告、市町広報誌、ホームページによる情報発信等。

【令和8年度内容】放置され荒廃した人工林の間伐、里山林の整備、住民団体等の森林整備活動支援、森林・林業体験活動への支援などの事業を計画。

ウ 県産材消費拡大支援事業 [林業課]

住宅建築会社等から、各社の建築物標準仕様への県産材採用に基づく、販売ターゲット（梁・桁、柱、土台）の消費提案を受け、消費量に応じて支援を行うことにより県産材の消費拡大を図っています。

項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
県産材製品消費量（m ³ ）	20,601	23,980	25,936	25,287	24,094	25,772	27,921

エ 総合技術研究所における研究 [研究開発課]

県内に広く分布する里山林の適切な管理とその木材の有効利用を目的として、リモートセンシングデータによる全県域を対象とした森林タイプ分類、過密人工林および大径木の抽出を実施し、GISを用いて効率的な広域計画や施業判断をおこなうための研究「3Dリモートセンシングによる里山林の管理と活用（令和8年度～10年度）」に取り組んでいます。

(2) 保安林²²等による保護・保全措置の推進

ア 自然保護協力奨励金・立木損失補償事業 [自然環境課]

優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域²³等の指定を行うとともに、指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は自然保護協力奨励金として1,472件、2,684千円、立木損失補償金として256件、14,481千円を交付。令和8年度も同様に予定。

イ 地域森林計画に基づく保安林の指定の促進 [森林保全課]

水源涵養^{かん}、災害防備等の森林の公益機能の維持増進を図るため、地域森林計画に基づき、保安林の量的・質的な配備を積極的に推進するとともに、これらの保安林の適切な管理に努めています。

【令和7年度実績】51件、452haの森林を保安林に指定。13件、1haの保安林の指定を解除。

【令和8年度内容】36件を指定見込み。

ウ 治山事業（保安林整備事業） [森林保全課]

「森林整備保全事業計画」に基づき、機能の低下した森林や水源森林の整備を推進しています。

22 保安林：水源かん養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公共目的のために、森林法に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。

23 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

(3) カーボンオフセット²⁴・クレジットの取得

ア 県営林カーボンオフセット・クレジット取得事業 [森林保全課]

県営林において、カーボンオフセット・クレジットを取得し、二酸化炭素排出権を企業等へ販売することにより、その収益を県営林の森林整備等に活用し、本県における森林吸収源対策を促進しています。

【令和7年度実績】今谷山事業地で取得したカーボンオフセット・クレジット76 t-CO₂を販売。

【令和8年度内容】今谷山事業地で取得したカーボンオフセット・クレジットを販売予定。

＜県有林における間伐の実施とカーボンオフセット・クレジットの取得、売却＞

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7
取得 (t CO ₂)	—	325	—	—	—	—
売却 (t CO ₂)	112	100	177	142	76	76

²⁴ カーボンオフセット：日常生活や事業活動において排出されたCO₂について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合わせ（相殺）する考え方。

家庭の省エネは「見える化」から ～うちエコ診断で、わが家に合ったエコアクションを～

家庭から排出される二酸化炭素（CO₂）は、冷暖房や給湯、照明、家電製品の使用など、日々の暮らしと密接に関わっています。家庭での省エネは、CO₂排出量の削減だけでなく、電気代やガス代などの光熱費の負担軽減にもつながる身近な取組です。省エネというと、我慢や手間が必要という印象を持たれがちですが、まず大切なのは、わが家のエネルギーの使い方を知り、効果の大きい取組から無理なく始めることです。

図 うちエコ診断 Web サービスによる家庭の省エネを進める流れ（イメージ）



■ うちエコ診断 Web サービスで、わが家に合った対策を確認

環境省が提供する「うちエコ診断 Web サービス」では、光熱費や住まいの状況などを入力することで、家庭のCO₂排出量や光熱費を見える化し、ライフスタイルに応じた省エネ・省CO₂対策を確認できます。家庭によって、エネルギーの使い方や改善できるポイントは異なります。冷暖房、給湯、冷蔵庫、照明など、「何から始めればよいか」を知り、効果が見込まれる取組を選ぶ手がかりになります。

■ 診断結果を、日々のエコアクションへ

本県では、こうした気づきを実際の行動につなげるため、「広島みんなでエコアクション！キャンペーン」を実施しています。

省エネ行動は、知って終わりではなく、日々の生活の中で続けていくことが大切です。Webアプリ「モアクト」に登録し、うちエコ診断の受診、エアコンのフィルター掃除、省エネ家電への買替え、日々の節電などのミッションに参加することで、楽しみながら省エネ行動を続けることができます。

家庭の省エネは、一つひとつの行動は小さくても、継続し、多くの家庭に広がることで大きな削減効果につながります。まずは、うちエコ診断でわが家の状況を確認し、家計にも環境にもやさしいエコアクションを、できることから始めてみましょう。

「見える化」したら できることから実践

- ☐ エアコンの適切な使用・フィルター掃除
- ☐ LED 照明や省エネ家電への見直し
- ☐ 給湯・節水など水回りの工夫
- ☐ 家族で続ける毎日の小さな行動

小さな取組も、無理なく、楽しく、続くことで
大きな CO₂削減につながります。

第4節 気候変動を見据えた適応策の推進

【現状と課題】

近年、豪雨や猛暑など、極端な気象が増加する傾向にあり、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに、今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。広島県でも、平成30年7月豪雨災害により、多くの犠牲者をもたらし、生活、社会、経済に多大な被害を与えました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような豪雨や猛暑のリスクは更に高まることが予測されています。

図表 1-4-1 広島県内測定局における平均気温（5年平均）の変化（単位：℃）

測定局	平均気温	1915-1919 年		1980-1984 年		2021-2025 年	
				(増減)		(増減)	
広島	14.8	14.8		0.0		17.4	
呉	15.2	15.2		0.0		17.4	
福山	—	14.3		—		16.9	
東広島	—	12.7		—		14.6	
三次	—	12.5		—		14.5	

出典：気象庁 HP 気象統計資料より作成

本県の平均気温は、昭和55（1980）年～昭和59（1984）年と令和3（2021）年～令和7（2025）年の5年平均と比較すると、県内5地点で平均2.3℃上昇しています。

このように、地球温暖化その他の気候の変動（気候変動）に起因して、生活、社会、経済や自然環境へ気候変動影響が生じていること、さらにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、平成30（2018）年6月に気候変動適応法が制定され、気候変動適応を推進し、現在と将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが求められています。

図表 1-4-2 広島県における対策が必要な重要分野・項目

分野	大項目	小項目
農業・林業・水産業	農業	水稻、果樹、病害虫・雑草
自然生態系	分布・個体群の変動	在来種、外来種
自然災害・沿岸域	河川	洪水
自然災害・沿岸域	沿岸	高潮・高波
自然災害・沿岸域	山地	土石流・がけ崩れ等
健康	暑熱	死亡リスク、熱中症
健康	感染症	節足動物媒介感染症
県民生活・都市生活	その他	暑熱による生活への影響等（都市における熱ストレス・睡眠阻害、不快感等）
基盤的施策（全般的な情報収集等）		

「日本における気候変動による影響に関する評価報告書」（平成27（2015）年3月 中央環境審議会 地球環境部会気候変動影響評価等小委員会）において示された、気候変動適応における7つの分野（農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活）とそれぞれの項目における重大性、緊急性、確信度と広島県における現況を踏まえると、優先順位が高い項目については、特に、情報収集等を含めた適応への取組が求められます。

また、これら以外の項目についても、継続的に情報収集し、必要に応じて気候変動適応への取組を見直すことが求められます。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	気候変動適応策の認知度	%	18.2 (R3)	11.9	基準年度値より増加 (R7)	—	65.4%	未達成
みんなで減災推進課	避難の準備行動ができている人の割合	%	13.6 ^{※1} (R1)	17.9 ^{※2}	50 (R7)	—	35.8%	未達成
河川課	河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数 ^{※3}	戸	約18,000 (R2)	約16,700	約16,700 (R7)	—	100%	目標どおり達成
砂防課	土砂災害から保全される家屋数	戸	約116,000 (R2)	約131,000	約129,000 (R7)	—	101.6%	目標どおり達成

※1 「令和元年度防災・減災に関する県民意識調査」において、「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画」で掲げる5つの行動目標を全て実践していると回答した人の割合

※2 ※1に、「マイ・タイムラインの作成」も要件に追加

※3 河川毎に計画規模（年超過確率1/10～1/100）の洪水を想定

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
気候変動適応策の認知度	「ひろしまブランド調査」によると、男性の30～50代、女性の50代以下で、他年代と比べて認知度が低い傾向にある。	県民一人ひとりが、気象状況や自身の体調等に応じて適切な暑さ回避行動を取れるよう、クールシェア等の取組を通じて、熱中症予防に関する県民の理解促進に取り組む。 また、セミナー等の開催や広報誌の発行等により、気候変動適応策の普及啓発に取り組む。
避難の準備行動ができている人の割合	「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画の個別指標のうち、「マイ・タイムラインを作成している人の割合」が低いことによるもの。	小学校等への出前講座やLINE版マイ・タイムラインの普及促進などに取り組む。

【取組状況】

(1) 気候変動適応に係る情報の収集及び発信

効率的な気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行うため、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターとして、「ひろしま気候変動適応センター」を令和3年4月1日に、広島県立総合技術研究所保健環境センター内に設置しました。

(2) 地球温暖化への適応策の検討

ア 地球温暖化防止計画の推進 [環境政策課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】

項 目	令和7年度実績	令和8年度内容
気候変動適応に係る情報の収集及び発信	「ひろしま気候変動適応センター」において、気候変動適応セミナー(73名参加)、県内研究機関等の意見交換会を開催するなど、適応策を推進した。また、令和4年度から気候変動に係る広報誌の作成・発行をし、情報発信等を行っている。	「ひろしま気候変動適応センター」において、気候変動適応セミナー、調査・研究及び情報の収集、発信等を行う。

イ 総合技術研究所における研究 [研究開発課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】

項 目	令和7年度実績	令和8年度内容
施設園芸の夏季高温対策技術の開発と普及	換気、遮光、ミスト等の環境制御機器により園芸施設内の環境を作物にとって最適化する「デジタル環境制御技術」の導入支援に取り組んだ。令和7年度までの3年間で22経営体が本技術を導入し、夏季の安定生産に活用している。	「デジタル環境制御技術」の導入支援を継続するとともに、夏秋イチゴ等の新たな園芸品目への技術展開を進める。

(3) 重要な分野・項目に係る適応策の推進

ア 農業分野

水稻については、うるち米では、高温耐性品種「恋の予感」及び「あきさかり」を、酒造好適米では、総合技術研究所で育成した高温耐性で、かつ多収性の新品種「広系酒45号」(商標名「萌えいぶき」)をそれぞれ県奨励品種に位置付けて普及に取り組んでいます。

野菜・花きについては、夏季の高温対策として導入が進みつつある環境制御技術の普及促進に取り組めます。

果樹については、気象変動が大きくなる中で、低温に弱いレモンが予期しない強い寒波に襲われ、果実や樹体が深刻な被害を受けることから、低温遭遇による被害回避を目的として、気象観測による収穫優先マップを作成し、普及に取り組んでいます。また、総合技術研究所では、早期収穫で寒波被害を回避できるレモン品種の育成や、高温でも着色の良いブドウ品種の探索を進めています。

病害虫対策については、発生状況のモニタリングに基づいて適時に防除指導を実施しています。

イ 自然生態系分野

イノシシやニホンジカなど、野生生物のモニタリングを継続します。また、外来生物²⁵等の侵入・定着の防止や防除の促進を実施しています。

²⁵ 外来生物：国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、本来の分布域を超えて生息又は生育することとなる生物。

ウ 自然災害・沿岸域分野

災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政などが一体となった「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動」に取り組んでいます。また、洪水氾濫を未然に防ぐため、河道拡幅等のハード対策や堆積土砂等の除去を実施するとともに、住民の適切な避難行動につながるよう、水害リスクの正しい理解を深める取組や、よりきめ細やかな防災情報の提供等、ソフト対策の充実・強化を図るとともに、国などと連携して気候変動適応に係る情報を収集し、将来的に予測される平均海面水位の上昇量を加味した対策を検討しています。

さらに、土石流・がけ崩れ等の土砂災害に備え、ハード対策を着実に進めるとともに、気候変動による豪雨の頻発化・激甚化により、ハード整備の施設能力を超えた災害が起きることも想定されることから、災害リスクに対し適切な避難行動につなげるためのソフト対策を実施しています。

エ 健康分野

熱中症の予防や対策について、リーフレットの配布等による普及啓発を実施するとともに、蚊が媒介するデング熱について、SNS等の活用による注意喚起を実施しています。

また、気候変動適応法の改正（令和6年4月1日施行）に伴い、熱中症対策が強化され、新たに、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）²⁶の発表や市町による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）²⁷等が制度化されました。

オ 県民生活・都市生活分野

暑熱による生活への影響等について、広く周知、理解を図るとともに、クールビズ、クールシェアなどの運動などを推進しています。

また、気候変動適応法に基づくクーリングシェルターについて、市町による指定が進むよう、必要な情報提供等を行います。

26 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）：県内全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に発表される。

27 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）：危険な暑さから避難できる場所として、熱中症特別警戒情報の発表期間中、一般に開放される、市町長が指定した施設のこと。

<コラム>

気候変動への適応の取組 ～高温登熟耐性米の導入～

近年の気温上昇は、私たちの健康だけでなく、食卓にも影響を及ぼしています。

水稻は、穂が出てから 20 日間（登熟期の前半）に高温に遭遇すると、未熟粒（米の一部もしくは全体が白濁した米および痩せた米）や碎米などの障害が発生し、玄米品質や食味が低下します。場合によっては収量が低下するとの報告もあります（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構））。

広島県での主食用のうるち米については、特に標高 100m 以下の地域で栽培されている「ヒノヒカリ」の品質低下が、顕在化してきました。そこで、高温による米の品質低下が発生しにくく、栽培しやすい特性を持つ「恋の予感」が、平成 26 年から標高 150m 以下の地域の奨励品種に採用されました。高温の影響を受けにくい高温登熟耐性品種の作付面積は全国的に年々増加しており、主食用米に占める割合は、令和 7 年には 18.2%（※）になっています。

※「令和 7 年地球温暖化影響調査レポート（速報）」（農林水産省）

一方、日本酒の原料である酒米について高温登熟障害を考える場合、玄米の見た目の品質低下に加えて、醸造時に米が溶けにくくなる問題があります。そこで県立総合技術研究所（農業技術センター、食品工業技術センター）、農研機構西日本農業研究センターなど、県内の 6 機関が共同研究を行い、10 年の歳月をかけて品種改良を進め、高温への耐性を持ち、かつ多収で栽培しやすい新品種「広系酒 45 号」を育成しました。この品種の商標名は「萌えいぶき」で、令和 5 年から本県の奨励品種に採用されています。本品種を原料とした日本酒は高品質で豊かな味わいになりやすく、広島国税局清酒鑑評会（令和 6、7 年）や IWC2024 での受賞例があります。日本酒好きの方はもちろん、そうではない方も、ぜひ、お試しください。



写真1 高温登熟耐性を持たない品種（左）と持つ品種（右）の米
左には米の白濁が多くみられる。

夏季が高温だった令和6年産。

（写真提供：県立総合技術研究所農業技術センター）



写真2 「萌えいぶき」と試験醸造された日本酒
（写真提供：県立総合技術研究所農業技術センター）

第2章 循環型社会の実現

第1節 資源循環サイクルを拡大させた社会づくり

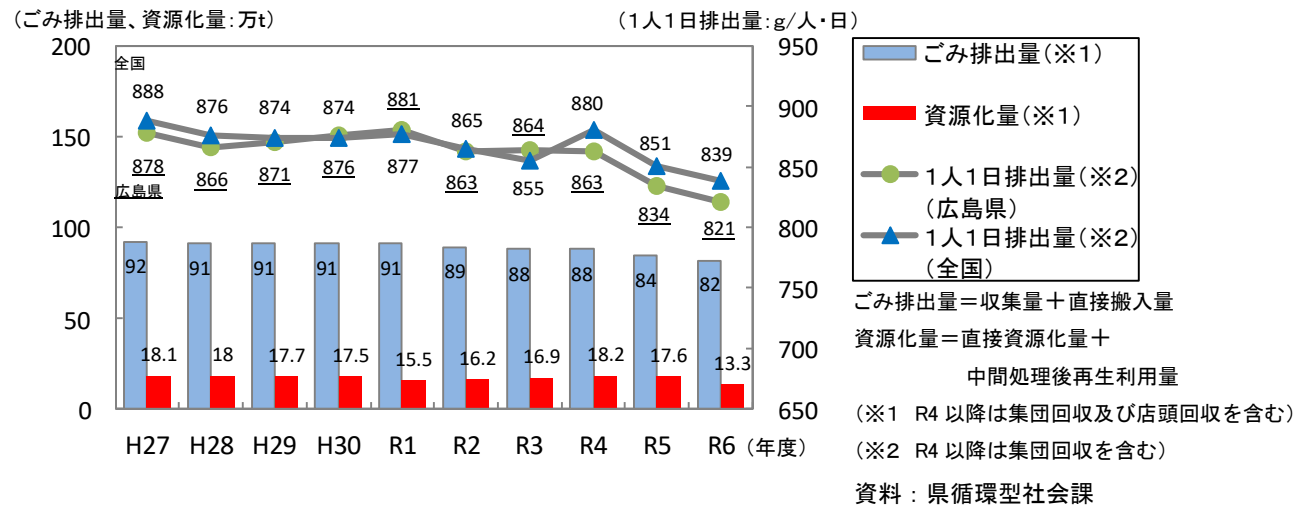
【現状と課題】

(1) 排出の状況

一般廃棄物は、市町が定める処理計画に基づき処理が行われています。県内全体及び1人1日当たりの排出量は、令和元年度までは横ばいでしたが、近年は減少傾向にあります。

また、事業者の責任で処理することになっている産業廃棄物の排出量は、製鉄所の閉鎖の影響により、大きく減少しています。

図表 2-1-1 一般廃棄物排出量及び1人1日排出量



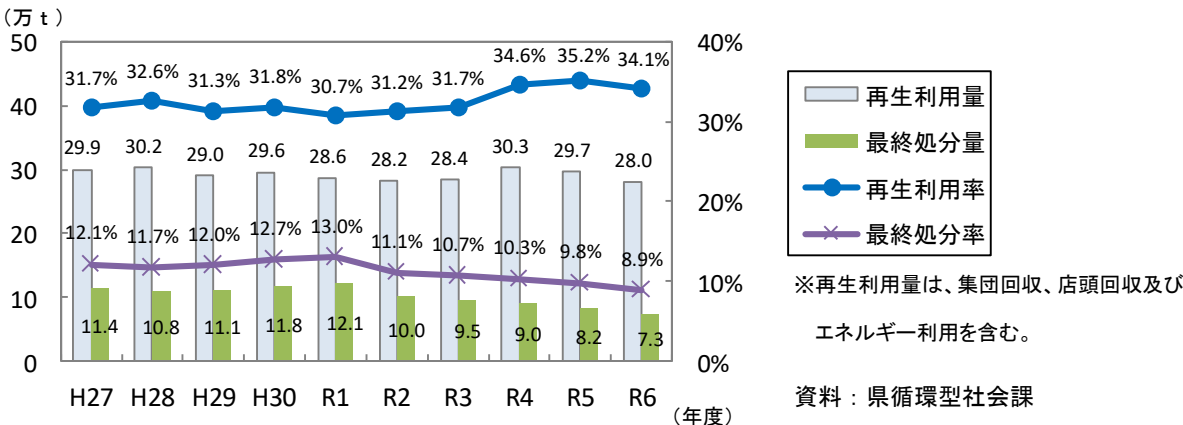
(2) 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の状況

一般廃棄物は、市町での分別回収に加え、事業者による店頭回収や廃棄物処理施設でのエネルギー利用が進んでおり、令和5年度までは再生利用率は増加傾向となっていました。令和6年度においては、固形燃料化施設の閉鎖等の影響により、減少傾向となりました。産業廃棄物は、着実な取組により再生利用率が増加傾向にあります。

一方で、廃棄物の多様化が進み、処理困難なものも増えています。

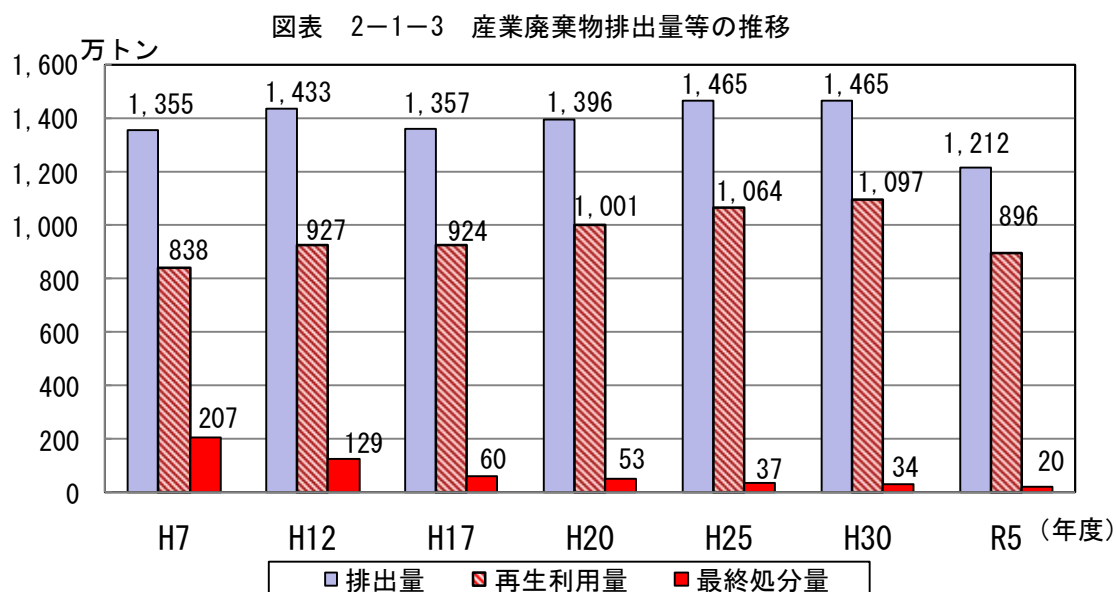
こうした状況を踏まえ、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を推進するとともに、実用的なリサイクル技術の開発、リサイクル製品の販路拡大などによる再生利用（リサイクル）の取組を更に強化する必要があります。

図表 2-1-2 一般廃棄物（ごみ）資源化量等の推移



項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
店頭回収量(t)	443	447	497	561	646	741	940	1,456	1,575

資料：県循環型社会課



資料：県産業廃棄物対策課

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗状況
循環型 社会課	一般廃棄物排出量※2	万 t	92.9 (H30)	82.0 (R6)	89.1 (R7)	89.6 (R6)	108.5%	目標どおり達成
循環型 社会課	一般廃棄物再生利用率 ※2	%	31.8 (H30)	34.1 (R6)	32.5 (R7)	32.4 (R6)	105.2%	目標どおり達成
循環型 社会課	一般廃棄物最終処分率	%	12.7 (H30)	8.9 (R6)	12.2 (R7)	12.3 (R6)	127.6%	目標以上達成
産業廃棄物 対策課	産業廃棄物排出量	万 t	1,465 (H30)	1,176 (R6)	1,453 (R7)	1,455 (R6)	119.2%	目標どおり達成
産業廃棄物 対策課	産業廃棄物再生利用率	%	74.9 (H30)	71.7 (R6)	75.5 (R7)	75.4 (R6)	95.1%	概ね達成
産業廃棄物 対策課	産業廃棄物最終処分率		2.3 (H30)	1.4 (R6)	1.9 (R7)	2.0 (R6)	130.0%	目標以上達成
産業廃棄物 対策課	がれき類の再生利用率		90.2 (H30)	95.3 (R6)	94.2 (R7)	93.6 (R6)	101.8%	目標どおり達成
産業廃棄物 対策課	廃プラスチック類の再生利用率		64.3 (H30)	80.5 (R6)	76.4 (R7)	74.7 (R6)	107.8%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 集団回収及び店頭回収を含む。一般廃棄物再生利用率は、エネルギー利用を含む。

1 一般廃棄物の徹底的な資源循環

【取組状況】

(1) 総合的・計画的な取組の推進

ア 廃棄物処理計画策定事業 [循環型社会課]

循環型社会と低炭素社会の一体的実現に向け、本県の廃棄物対策の基本となる計画である「第5次広島県廃棄物処理計画」に基づく施策を推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】「第5次廃棄物処理計画」の推進。次期計画の策定及び推進。

(2) 排出抑制及び減量化

ア 廃棄物抑制啓発広報事業（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラムと連携し、県民へ温暖化防止や廃棄物の抑制など環境配慮の取組を促す啓発広報を行っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】県民に対して、廃棄物の抑制や温暖化防止・環境配慮の情報を、テレビ等を通じて紹介し、廃棄物の抑制や温暖化防止・環境配慮の取組を促す啓発広報を実施。

※ 関連事業：マイバッグ運動の推進（P13）、容器包装リサイクル法の推進（P33）、環境月間行事の実施（P104）

(3) 一般廃棄物のリサイクルの推進

ア 廃棄物再生事業者登録 [循環型社会課]

廃棄物の減量化・再生利用を推進するため、廃棄物の再生事業について、一定の基準を満たす事業者を登録し、優良事業者の育成を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度末時点で、89事業者を登録。

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7
登録事業者数	90	89	89	89	89	89

イ 小型家電リサイクル推進事業 [循環型社会課]

レアメタルなどの有用金属等を含む使用済小型家電について、本県の実情に即したリサイクルを推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】市町に対する使用済小型家電の回収など取組支援を実施。

(4) 各種リサイクル法の推進

ア 容器包装リサイクル法の推進 [循環型社会課]

市町が行う分別収集の徹底に向けた取組を支援するとともに、県民に対して分別排出の必要性を周知しています。

【令和7年度実績】第10期分別収集促進計画に基づき、市町の容器包装廃棄物の円滑な分別収集を助言・促進。令和8年4月を始期とする第11期分別収集促進計画を策定。

【令和8年度内容】第11期分別収集促進計画に基づき、市町の容器包装廃棄物の円滑な分別収集を助言・促進。

図表 2-1-4 容器包装廃棄物の分別収集の状況

区 分	令和6年度 実績 (t)	令和8年度 計画 (t)
無 色 ガ ラ ス	4,162	3,791
茶 色 ガ ラ ス	4,499	3,994
そ の 他 の ガ ラ ス	2,278	1,962
そ の 他 の 紙	0	1,340
ペ ッ ト ボ ト ル	5,624	4,232
その他のプラスチック	21,869	22,050
（うち白色トレイ）	7	14
ス チ ー ル	2,515	2,199
ア ル ミ	2,411	2,595
段 ボ ー ル	10,316	10,891
飲 料 用 紙 パ ッ ク	46	109
計	53,720	53,163

資料：県循環型社会課

イ 資源有効利用促進法の推進 【循環型社会課】

3R¹対策や分別回収のための識別表示、製造事業者による自主回収システム等について、県民に周知しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】製造事業者等による廃パソコン、小型二次電池（充電式電池）、二輪車（オートバイ）、携帯電話・PHS等の自主回収をホームページに掲載し、リサイクルの取組に協力するよう県民等への普及啓発を実施。

ウ 家電リサイクル法の推進 【循環型社会課】

家電リサイクル法対象4品目の廃家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の適正な引渡しとリサイクル料金等の負担について、県民等へ周知しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】家電リサイクル法の適正な運用を図るよう県民等へ普及・啓発活動を実施。

エ プラスチック資源循環促進法の推進 【循環型社会課】

「プラスチック資源循環促進法」に基づき、プラスチックの資源循環を推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】法制度等について周知するとともに、関連事業によりプラスチック使用製品廃棄物の排出抑制、リサイクル等の取組を実施。

※ 関連事業：容器包装リサイクル法の推進（P33）、小型家電リサイクル推進事業（P33）、びんごエコタウン推進事業（P110）、循環型社会形成推進機能強化事業（P110）、廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業（P37）、リサイクル製品使用促進事業（P110）

1 3R：リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）のこと。リフューズ（Refuse：過剰包装等の拒否）、リペアー（Repair：修理）を含めて5Rとすることもある。

(5) 食品廃棄物削減等対策

ア 食品廃棄物の発生抑制等の推進 [循環型社会課]

食品ロスの削減に向けて、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、消費者に向けた普及啓発、食品関連事業者等の取組に対する支援などの取組を実施します。

【令和7年度実績】消費者への普及啓発・学習の振興、食品ロス発生状況の実態把握、食品関連事業者等の取組に対する支援を実施。

【令和8年度内容】消費者への普及啓発・学習の振興、食品ロス発生状況の実態把握、食品関連事業者等の取組に対する支援、未利用食品を提供するための活動の支援を実施。

※ 関連事業：事業系一般廃棄物削減対策事業（P49）

2 産業廃棄物の徹底的な資源循環

【取組状況】

（１）総合的・計画的な取組の推進

- ア 廃棄物処理計画策定事業 （再掲） 【循環型社会課】（P33）

（２）発生抑制及び減量化

- ア 多量排出事業者への産業廃棄物処理計画の策定指導 【産業廃棄物対策課】

多量排出事業者へ、産業廃棄物処理計画の策定を指導しています。

〈対象：次の事業場を設置している事業者〉

- ① 前年度の産業廃棄物発生量が 1,000 トン以上の事業場【廃棄物処理法】
- ② 前年度の産業廃棄物発生量が 500 トン以上 1,000 トン未満の事業場【生活環境保全条例】
- ③ 前年度の特別管理産業廃棄物発生量が 50 トン以上の事業場【廃棄物処理法】

【令和 7 年度実績・令和 8 年度内容】令和 7 年度は①218、②112、③38 事業者が計画を策定。

（３）産業廃棄物のリサイクルの推進

- ア 産業廃棄物処理実態調査事業 【産業廃棄物対策課】

産業廃棄物の排出・処理の実態を把握し、廃棄物処理計画改訂の基礎資料とするため、5 年毎に産業廃棄物処理実態調査（本調査）を実施しています。調査を実施しない年度においても、補完調査を行うことにより、毎年度の産業廃棄物の排出量等の動向を把握し、廃棄物処理計画の適切な進行管理を図っています。

【令和 7 年度実績】補完調査を行い、令和 6 年度の実態を把握。

【令和 8 年度内容】補完調査を行い、令和 7 年度の実態を把握。

- イ 建設リサイクル法の推進 【技術企画課】

「建設リサイクル法」の趣旨に基づき、建設副産物のリサイクルを推進しています。

【令和 7 年度実績・令和 8 年度内容】建設リサイクル法届出審査業務及びパトロール等を行い、資源の有効利用と廃棄物の適正な処理を推進。

＜建設リサイクル法届出審査件数及びパトロール件数＞

項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
建設リサイクル法届出審査件数	7,064	7,150	6,415	6,814	6,591	6,766	7,077	6,990
パトロール件数	688	648	208	147	142	185	166	155

- ウ 自動車リサイクル法の推進 【産業廃棄物対策課】

「自動車リサイクル法」に基づき、自動車のリサイクルを推進しています。

【令和 7 年度実績・令和 8 年度内容】自動車リサイクル制度等について周知するとともに、関連事業者への立入検査を実施し、使用済自動車の適正処理を指導。

エ 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業〔循環型社会課〕

循環型社会の実現に向け、効果が大きいと認められる廃棄物の排出抑制やリサイクル関係施設の整備、リサイクル技術の研究開発に要する費用の一部を助成しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は5事業684,220千円（交付決定額）を支援。令和8年度は、集中的に削減に取り組む産業廃棄物（廃プラスチック類、がれき類、鉱さい）の処理施設に係る補助率及び補助上限を優遇。

図表 2-1-5 助成条件（施設整備）

項 目	内 容
対象分野	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル
対象施設	①廃棄物排出抑制施設 製造工程等を改良することにより、廃棄物の発生量そのものを減少させたり、発生した廃棄物を減量化・再生利用することで事業場外への排出量を減少させ、輸送・処理の環境負荷を低減する施設。 ②廃棄物リサイクル施設 廃棄物の中間処理施設であって、リサイクル製品を製造する施設、破砕・選別等により混合廃棄物を処理する施設。 ③資源循環促進施設 保管・分別等により、これまでは焼却・埋立等の単純処分されていた廃棄物をリサイクルするために必要な施設。 （注）補助金交付要綱で定める各要件を満たすものであること。

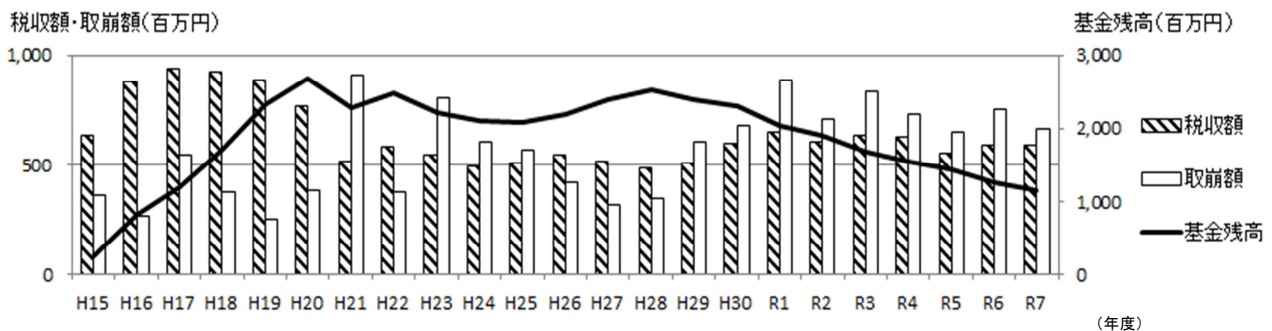
（4）産業廃棄物埋立税を活用した施策の推進

ア 産業廃棄物埋立税と税活用事業の実施〔環境政策課・環境保全課・循環型社会課・産業廃棄物対策課〕

平成15年4月に「産業廃棄物埋立税」の税収を財源とした「広島県産業廃棄物抑制基金」を設置し、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理、その他の循環型社会の形成に関する施策を推進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】3Rの推進、廃棄物の適正処理、啓発活動及びその他の循環型社会の形成を行う事業を実施。産業廃棄物埋立税を活用した事業の効果検証や運営方針の検討。

図表 2-1-6 産業廃棄物埋立税の税収額及び産業廃棄物抑制基金（取崩額、残高）の推移



（ア） 3Rの推進に関する事業【R7（実績）：408,612千円、R8（予算）：850,434千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	事 業 効 果	R7 実績	R8 予算
① 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業（P37）	3R推進に効果が大きいと認められる施設整備又は研究開発を行う事業者への助成	施設：62件（H15～R7） 計画処理量： 24千t/年（R7） 研究：34件（H15～R7） 内3件事業化（9%）	335,174	767,064
② 循環型社会形成推進機能強化事業（P110）	産学連携によるリサイクル技術の研究開発等を行う団体への支援	207件（H17～R7） 内29件事業化（14%）	73,438	83,370
合 計			408,612	850,434

(イ) 廃棄物の適正処理に関する事業【R7(実績): 276,362千円、R8(予算): 542,139千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	事 業 効 果	R7 実績	R8 予算
③廃棄物排出事業者責任強化対策事業 (P45)	排出事業者講習会の開催、マニフェスト交付状況報告の処理・排出事業者の指導体制の整備	大規模な不法投棄発生件数の減少 R3～R7: 1.0件/年	77,469	97,333
④不法投棄監視体制強化事業 (P47、48)	不法投棄対策班による監視活動、市町職員の県職員併任による不法投棄監視等		18,377	30,500
⑤産業廃棄物処理情報管理推進事業 (P45)	廃棄物処理情報の電子化支援等	電子マニフェスト普及率の向上	16,803	21,363
⑥産業廃棄物処理実態調査事業 (P36)	県内の産業廃棄物の排出量等を把握するための実態調査	県内産業廃棄物の排出量等の把握	2,673	2,136
⑦PCB廃棄物処理促進事業 (P44、45)	保管事業者に対する適正処理指導	PCB廃棄物期限内処理の促進	14,112	21,239
⑧公共関与処分場による廃棄物適正処理事業 (P46)	公共関与処分場周辺環境調査、協議会運営、緑地整備等	公共関与処分場の安定運営	44,518	241,994
⑨-1 地域廃棄物対策支援事業 (P48)	市町等が実施する不法投棄防止対策への支援(ア)等	22市町1組合で実施	87,825	102,567
⑩災害廃棄物処理対策市町等連携事業 (P43)	災害廃棄物の初動対応に係る研修・訓練の実施及び市町の仮置場候補地の選定支援	県内市町及び関係団体が研修・訓練に参加	8,049	15,007
⑪人工衛星による不法投棄監視業務(P43)	人工衛星(SAR衛星)を活用し、廃棄物の不法投棄等を監視するシステムを構築	廃棄物適正処理対策を効果的に推進	6,536	10,000
合 計			276,362	542,139

(ウ) 啓発活動に関する事業【R7(実績): 8,761千円、R8(予算): 11,378千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	R7 実績	R8 予算
⑫環境保全活動支援事業 (P13、33、103)	県民、事業所への廃棄物抑制啓発等 (マイバッグ運動の推進、テレビ等を通じた廃棄物の抑制などの取組を促す啓発広報、環境月間行事などを実施)	8,761	11,378
合 計		8,761	11,378

(エ) その他の循環型社会の形成に関する事業【R7(実績): 131,119千円、R8(予算): 136,136千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	事 業 効 果	R7 実績	R8 予算
⑨-2 地域廃棄物対策支援事業 (P48、49)	市町等が実施する不法投棄廃棄物等の撤去処分、事業系一般廃棄物削減対策、災害廃棄物処理計画策定、産業廃棄物最終処分場周辺環境調査への支援(イ)～(オ)	(イ) 6市町で実施 (ウ) 8市町で実施 (エ) 1市で実施 (オ) 4市町で実施	16,606	15,180
⑬プラスチックごみの海洋流出防止対策 (P76)	海岸漂着物等対策に係る市町の取組に対する助成等	海ごみ対策を総合的・効果的に推進	114,153	120,956
⑭食品ロス削減推進事業 (P35)	消費者・事業者に対する知識の普及啓発、学習の振興、食品関連事業者等の取組の支援	消費者・事業者の自主的な取組の促進	360	—
合 計			131,119	136,136



食品ロス削減の取組について

本来食べられるのに捨てられてしまう食品「食品ロス」の量は、年間 461 万トン（令和 6 年度推計値）で経済損失は 4 兆円にもなります。これは、国民 1 人当たり年間約 3 万円の食品を廃棄していることになります。このような無駄を減らすため、本県では「広島県食品ロス削減の取組方針」を策定し、県民の皆さまや事業者と一緒に食品ロス削減に取り組むこととしています。

食品ロスの現状

全国で発生している食品ロス 461 万トンのうち、事業活動に伴い発生した食品ロスは 237 万トン（令和 6 年度推計値）です。その中でも、外食産業から発生する、食べ残しによる食品ロスは 70 万トン発生しています。

業種	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業
主な発生要因	規格外品や返品、売れ残り			主に食べ残し
食品ロス発生量	110 万トン	9 万トン	48 万トン	70 万トン

食べ残しを持ち帰る「mottECO」

mottECO（モッテコ）とは、環境省が提唱する、飲食店で食べきれなかった料理を自己責任で持ち帰る行為の愛称です。mottECO の普及を目的とした「mottECO 普及コンソーシアム」には多数の企業や自治体等が参加し、普及活動に取り組んでいます。食べ残しの持ち帰りには食中毒等の衛生的なリスクが伴いますが、令和 6 年度に国により「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」が策定され、食べ残しの持ち帰りの際に事業者と消費者それぞれに求められる行動が整理されました。

このガイドラインを踏まえ、本県においても、令和 7 年度に、従来廃棄物として処理されていたさとうきびの搾りかす“バガス”を再利用した「バガス容器」を持ち帰り容器として、mottECO の実証を実施しました。



バガス容器



店頭掲示ポスター

～持ち帰るときのポイント～

まずは、適量の料理をおいしく残さず食べきりましょう！
食べきれなかった料理は、自己責任で持ち帰りが可能です。
また、安全に食べるために、しっかり自分で管理しましょう。

【主な注意点】

- ・時間の経過によって、提供後すぐの料理と比較すると食中毒が生じる可能性があることを理解しましょう。特に夏場は食中毒のリスクが高まります。
- ・生ものなどは持ち帰るのを控え、水分含有量が少ない食品を持ち帰るようにしましょう。
- ・帰宅後できるだけ早く、中心部まで十分に再加熱してから食べるようにしましょう。
- ・見た目やにおいなど、少しでもおかしいと思ったら、口に入れるのはやめましょう。



第2節 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

【現状と課題】

(1) 適正処理の状況

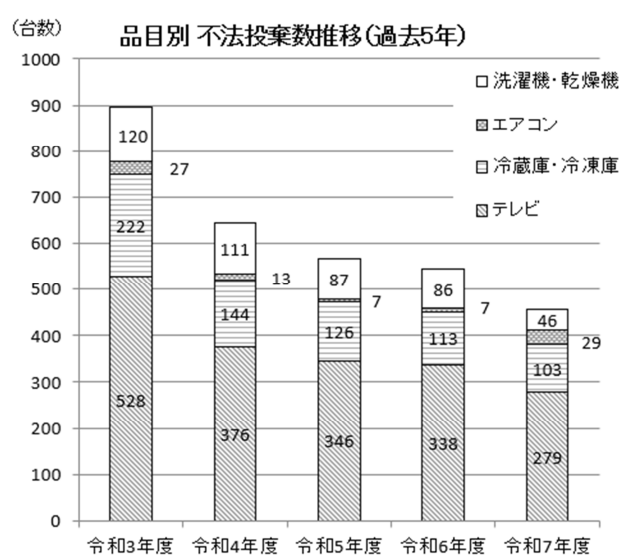
廃棄物が適正に処理されるよう、効率的な施設の整備を図るとともに、優良な処理事業者の育成に努める必要があります。

また、廃棄物処理法の規制強化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理費用の増加、各種リサイクル法の施行などにより不法投棄等の不適正処理の増加が懸念されることから、施設への立入検査や不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む必要があります。

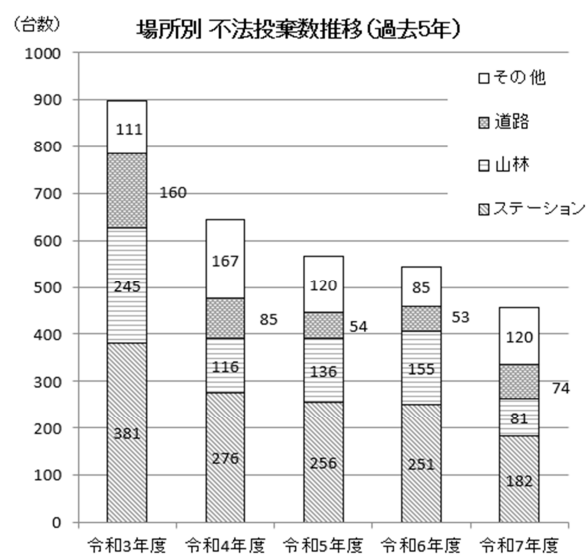
図表 2-2-1 家電リサイクル法対象4品目不法投棄台数

① 品目別

② 場所別

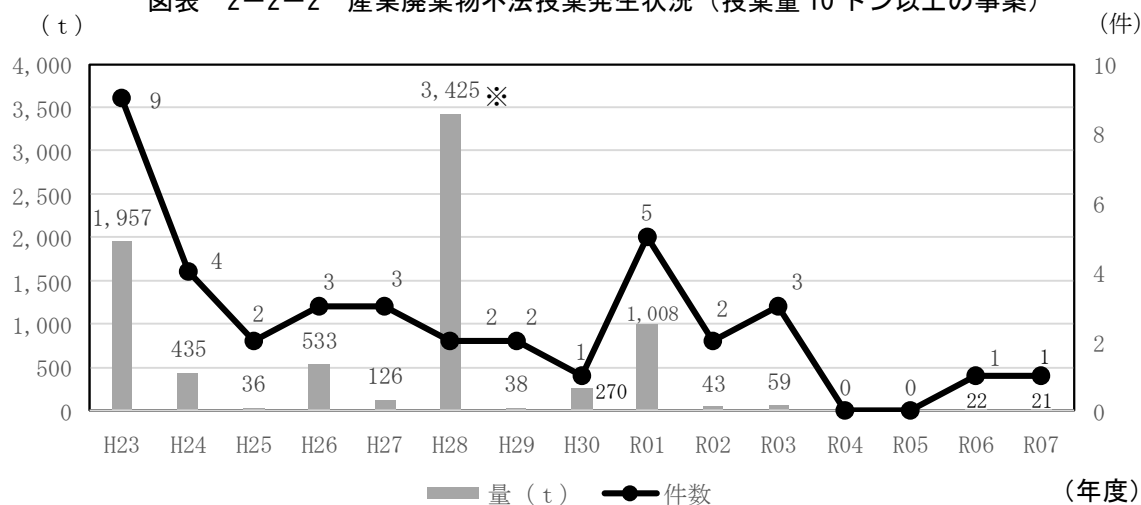


資料：県循環型社会課



資料：県循環型社会課

図表 2-2-2 産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量 10 トン以上の事案）



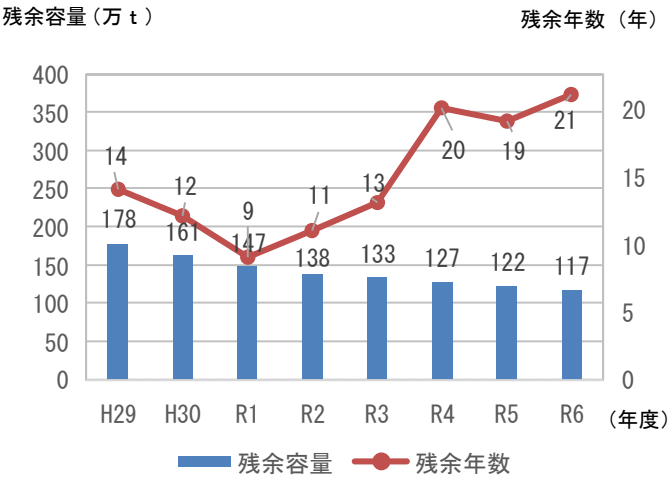
資料：県産業廃棄物対策課

(※) 平成 28 年度は廃棄物量 3,374t の大量投棄が 1 件あったため、大幅に増加した。この事案は、建築物の解体で発生したがれき類を現場で再生利用するため残置したものであるが、現場の状況から勘案し、不法投棄と判断したもの。

(2) 最終処分場の状況

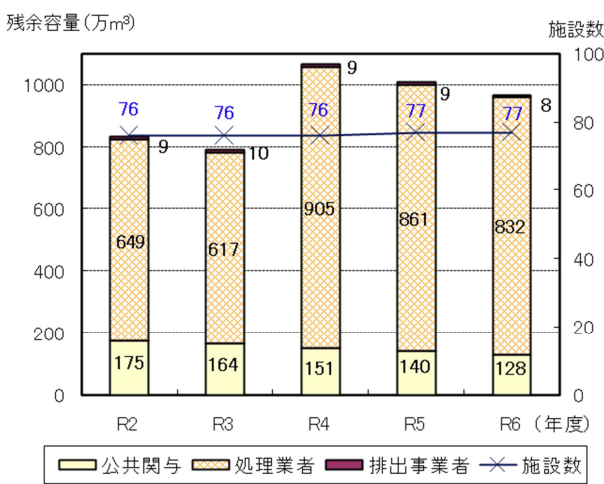
一般廃棄物、産業廃棄物ともに、最終処分場の新規設置は困難な状況にあり、残余容量及び廃棄物の発生量を勘案し、必要に応じて、適正処理のための残余容量の確保策を検討します。

図表 2-2-3 一般廃棄物最終処分場の残余容量及び残余年数



資料：県循環型社会課

図表 2-2-4 産業廃棄物最終処分場の施設数及び残余容量



資料：県産業廃棄物対策課

図表 2-2-5 産業廃棄物最終処分場の設置等状況（令和6年度末現在）

区 分	施設数				残余容量（万m³）				残余年数
	排出事業者	処理業者	公 共	計	排出事業者	処理業者	公 共	計	
安定型最終処分場 ²	4	50	1	55	1	785	0	786	9.3
管理型最終処分場 ³	5	15	2	22	7	47	128	182	9.3
計	9	65	3	77	8	832	128	968	9.3

（注1）表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設。
（注2）残余年数は、年度末の残余容量及び当該年度の廃棄物埋立量から算出することとなっており、経済活動等により大きく変動する（令和6年度埋立量：安定型85万m³、管理型20万m³）。
（注3）端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

資料：県産業廃棄物対策課

図表 2-2-6 公共関与による埋立処分事業の実施状況（令和7年度末）

名称	埋立面積 (ha)	廃棄物埋立容量 (千m³)	進捗率 (%)	事業期間	事業主体
箕島地区	12	686	89.4	平成元年9月～	(一財)広島県環境保全公社
出島地区	17	1,900	43.3	平成26年6月～	

資料：県産業廃棄物対策課

2 安定型最終処分場：産業廃棄物の廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリート片等）の最終処分場をいう。
3 管理型最終処分場：産業廃棄物の燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい、ばいじん等の最終処分場で、浸出液による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、浸出液処理施設等が設けられている。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R7）	目標値 （目標年度）	目安	指標の 達成率	進捗状況
循環型 社会課	市町における災害廃棄物 初動マニュアルの策定※	自治 体数	12	23	23 （R3）	—	100%	目標ど おり達成
産業廃棄物 対策課	電子マニフェスト普及率	%	51.5 （H30）	70.6	80.0 （R7）	—	88.3%	未達成
産業廃棄物 対策課	産業廃棄物の不法投棄件 数（投棄量 10 t 以上）	件	2.6	1	2 （R7）	—	150.0%	目標以上 達成

※ R3 の達成を目標にしていたが、R3 は未達。R4 に達成した。

R4 以降も、全市町が参加する研修・訓練等を通じて、マニュアルの継続的な見直し支援を実施。

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
電子マニフェ スト普及率	電子マニフェスト普及率は堅調に増加しているものの、紙マニフェストでの運用に特に支障を感じていない事業者も多い中、現状変更への抵抗感も根強く、目標値に達していない。	紙マニフェストの利用が多い事業者への個別説明や、導入・活用に関する講習会により、導入のメリットや手順を丁寧に説明し、電子マニフェスト普及率のさらなる向上を図る。

1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理

【取組状況】

(1) 適正処理の推進

ア 監視・指導等 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査等を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】立入検査等を実施。

図表 2-2-7 一般廃棄物処理施設立入件数・指導件数（令和7年度）

区 分	立入件数・指導件数
し尿処理施設	60
ごみ処理施設	123
埋立処分地	45
浄化槽	22,067
計	22,295

資料：県循環型社会課

(2) 将来を見据えた関係市町との連携による廃棄物処理の推進

ア 一般廃棄物処理施設整備の促進 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設について、市町等による計画的な施設整備を支援しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】計画的な施設整備を支援。

図表 2-2-8 一般廃棄物処理施設整備状況

区 分	令和5年度		令和6年度	
	し尿処理施設	ごみ処理施設	し尿処理施設	ごみ処理施設
施設数	26	55	23	51
施設能力	2,168 k1/日	4,143 t/日	2,008 k1/日	4,350 t/日

資料：県循環型社会課

(3) 違法な不用品回収業等への対策**ア 違法な不用品回収業に対する指導の強化** [循環型社会課]

廃棄物の収集運搬に必要な許可を受けていないなど、違法な不用品回収と判断される場合は、回収を止めるよう指導しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】市町との連携による、不用品回収業者への立入検査のほか、市町への技術的支援を実施。

イ 有害使用済機器保管等業者に対する指導 [循環型社会課]

有害使用済機器（本来の用途を終えた家電等）の保管等を行う者に対し、法に基づく届出や、保管等の基準の遵守について指導しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】届出・保管等に係る指導を実施。

(4) 災害廃棄物の処理対策の構築**ア 災害発生時における廃棄物処理体制の強化（災害廃棄物処理対策市町等連携事業）** [循環型社会課]

大規模災害時の適正・迅速な廃棄物処理のため、県災害廃棄物処理計画に基づき、市町等と連携した実効性の高い災害廃棄物処理体制の強化を図ります。

【令和7年度実績】災害発生時に、各市町において速やかな一次仮置場の開設が可能となるよう、「一次仮置場の設置運営の手引き」に基づいた初動対応等に係る研修及び訓練を実施。あわせて、市町の被災した建物の公費解体に係る対応準備について、支援を実施。

【令和8年度内容】引き続き研修及び訓練を実施。あわせて、災害に対する平時の備えの推進支援を実施。

イ 広域的な相互協力体制の整備 [循環型社会課・産業廃棄物対策課]

広範囲な災害に備え、広域的な相互協力体制整備を推進しています。県は、市町による収集、運搬及び処分が困難と認められる場合に、災害廃棄物が迅速かつ円滑に処理されるよう、関係団体4団体と支援協力に関する協定を締結しています（累計4団体）。

【令和7年度実績】協定を締結した関係団体との情報交換等により、協力体制における課題と改善策を検討。国が設置するブロック協議会への参加及び情報収集。

【令和8年度内容】令和7年度取組の継続。

(5) 人工衛星による不法投棄監視業務 [産業廃棄物対策課]

廃棄物適正処理の強化に向けて、人工衛星を活用した不法投棄等対策を実装しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】人工衛星データの解析技術による不法投棄監視システムについて、運用しながら必要な改善を実施。

(6) プラスチックごみの海洋流出防止対策：関連事業（P76）

2 産業廃棄物の適正処理

【取組状況】

(1) 適正処理の推進

ア 監視・指導等 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事業所並びに処理施設の立入検査を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】排出事業者及び処理業者の立入検査を実施。

図表 2-2-9 事業所立入検査件数（令和7年度）

区 分	立入検査件数	延指導件数
産業廃棄物排出事業者	700	138
産業廃棄物処理業者	577	51
計	1,277	189

資料：県産業廃棄物対策課

イ ダイオキシン類等対策事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類⁴対策を推進するため、排出ガス等の行政検査を実施し基準の適合状況を監視しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】排出ガスの行政検査を実施。令和7年度の実績は5施設。

ウ PCB⁵廃棄物処理促進事業 [産業廃棄物対策課]

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）」に基づき策定したPCB廃棄物処理計画により、適正保管の徹底及び安全で計画的な搬出・処理等を指導しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】PCB廃棄物の保管及び処理の状況を把握するとともに、適正保管及び適正処理を指導。なお、令和7年度届出状況は次表のとおり。

4 ダイオキシン類：一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランをまとめた略称。ダイオキシン類対策特別措置法では、これらに加えて、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成。

5 PCB：ポリ塩化ビフェニル。絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんどの処理が行われないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

図表 2-2-10 PCB廃棄物保管等届出状況（令和7年3月31日）

種 類（単位）	保管中	使用中
変圧器（トランス）（台）	490	615
ネオン変圧器（材トランス）（台）	5	—
コンデンサー（3kg 以上）（台）	349	126
コンデンサー（3kg 未満）（台）	3,674	29
柱上変圧器（柱上トランス）（台）	218	151
蛍光灯用安定器（台）	1,161	41
水銀灯用安定器（台）	235	1
ナトリウム灯用安定器（台）	1	—
安定器（用途不明）（台）	135	—
その他 PCB を含む油（kg）	96,863	—
変圧器油（トランス油）（kg）	246	—
熱媒体油（kg）	—	—
柱上変圧器油（柱上トランス油）（kg）	—	—
コンデンサー油（kg）	5	—
感圧複写紙（kg）	4,963	—
ウエス（kg）	1,351	—
計器用変成器（台）	23	3
サージアブソーバー（台）	—	—
リアクトル（台）	20	11
放電コイル（台）	3	—
整流器（台）	5	—
その他電気機械器具（台）	222	94
OF ケーブル（kg）	—	—
汚泥（kg）	18,521	—
塗膜（kg）	66,074	2,092
その他（kg）	1,660,532	3,978,493
届 出 事 業 所 数	674	—

（注）容量で報告されたものは重量に換算

資料：県産業廃棄物対策課

エ 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 [産業廃棄物対策課]

平成20年度から排出事業者にマニフェスト⁶交付状況報告が義務化されるなど排出事業者責任が強化されたことから、廃棄物処理法に関する知識の向上を図るため排出事業者講習会を開催し、排出事業者責任の徹底を指導しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】排出事業者のマニフェスト交付状況報告書の提出を周知し、法規制等に係る講習会を開催。排出事業者指導員を配置し、排出事業者責任の徹底を指導。

オ 優良な産業廃棄物処理業者の育成（産業廃棄物処理情報管理推進事業） [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物処理業者における優良認定の取得や社会貢献の活動を支援し、優良な処理業者の育成、業界の健全な発展を促進しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】（一社）広島県資源循環協会に対して、産業廃棄物処理業者の優良認定の取得及び社会貢献の活動を支援。産業廃棄物処理業者に対して、優良認定の制度周知及び取得推進を実施。

6 マニフェスト（産業廃棄物管理票）：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。

図表 2-2-11 補助事業の概要

実施主体	(一社) 広島県資源循環協会	
事業名	優良業者支援事業	社会貢献事業
事業内容	優良認定を取得するための協会の取組を支援	不法投棄された廃棄物の撤去等地域社会へ貢献し県民理解を深める協会の取組を支援
補助率	1/2	
補助金額	1,052 千円	

カ 電子マニフェスト加入促進事業 [産業廃棄物対策課]

電子マニフェスト活用講習会の開催等を通じ、排出事業者、処理事業者の双方において制度への加入を促し、廃棄物トレーサビリティの強化を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】県内事業者向けに活用講習会及び訪問提案を実施。

(2) 処理施設の確保

ア 公共関与処分場による廃棄物適正処理事業 [産業廃棄物対策課]

【令和7年度実績】箕島処分場及び出島処分場において、廃棄物の受入を実施。

【令和8年度内容】公共関与処分場の運営主体である（一財）広島県環境保全公社と連携して適正な管理・運営を実施。

3 廃棄物不法投棄防止対策

【取組状況】

(1) 不法投棄防止に向けた啓発、監視の強化

ア 監視・パトロール（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

「不法投棄110番⁷」による情報収集、車両、ヘリコプター船舶及びドローンを使用した監視パトロールを実施し、早期発見・早期是正に努めています。また、産業廃棄物運搬車両検査を実施し、運搬先及び運搬先業者の許可状況等を確認し、不法投棄を防止しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】不法投棄監視パトロールや産業廃棄物収集運搬車両検査を実施。令和7年度実施件数は次表のとおり。

図表 2-2-12 実施件数（令和7年度）

項 目	実施回数（実施件数）
車両によるパトロール	34 (62)
ヘリコプターによるパトロール	4 (23)
船舶によるパトロール	4 (9)
産業廃棄物運搬車両検査	10 (64)

資料：県産業廃棄物対策課

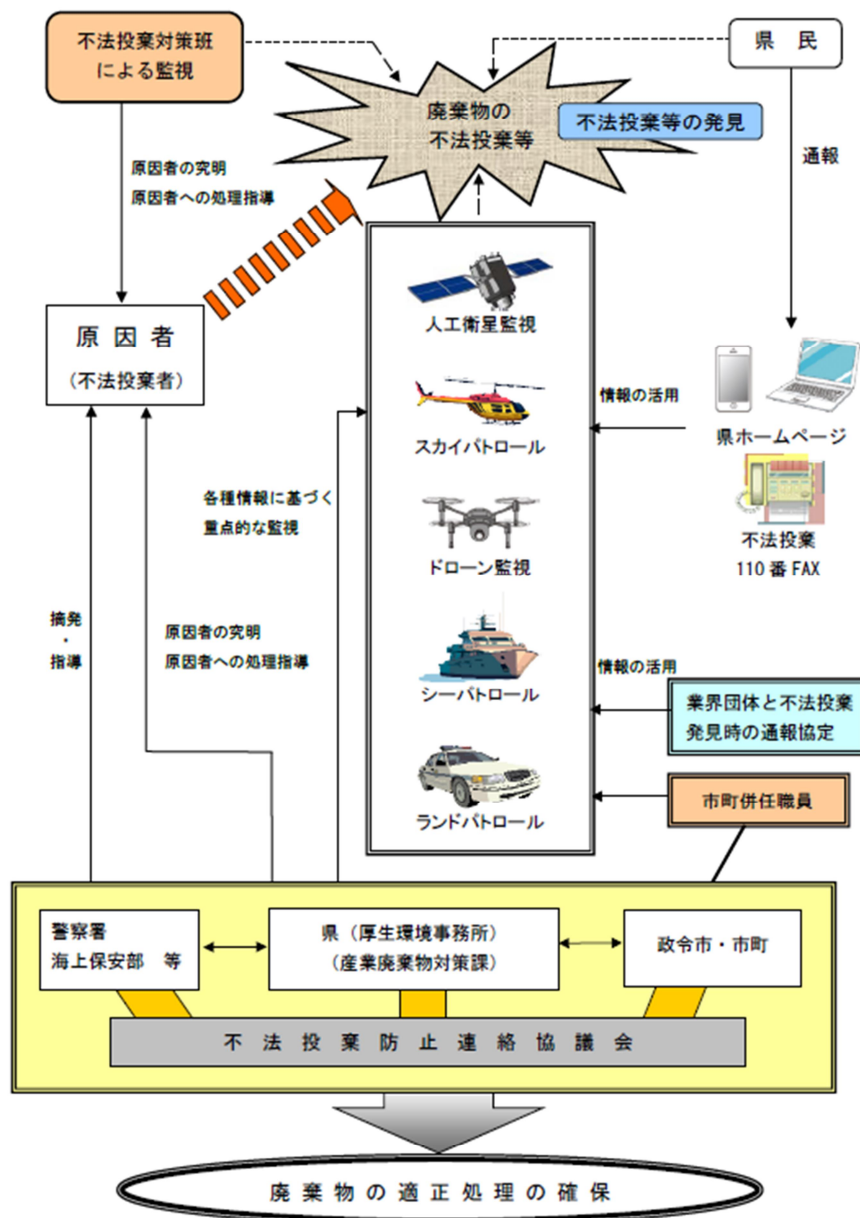
⁷ 不法投棄110番：広く県民から不法投棄に関する情報を収集し、不法投棄の早期解決を図るため、県産業廃棄物対策課内に設置された専用ファクシミリ及び県ホームページ通報入力フォームのこと。（FAX：082-211-5374）

イ 不法投棄対策班の活動（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

現職警察官、警察官OB及び県職員で構成する不法投棄対策班により、不適正処理の監視、是正等の指導を行い、早期発見・早期是正による事案の拡大防止を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】不法投棄110番、関係機関の要請等を受けて、不法投棄等の不適正処理に対して早期対応を実施。令和7年度は延べ443回出動。

図表 2-2-13 廃棄物不法投棄対策等実施体系図



ウ 市町職員の併任制度（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

市町職員が産業廃棄物の立入検査を行うため、県職員として併任する制度を導入し、不法投棄等の監視体制を強化しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】7市6町の市町併任職員による産業廃棄物事案等の立入検査を実施。令和7年度は79件の立入検査実績。

エ 地区不法投棄防止連絡協議会の設置（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

厚生環境事務所・支所の管轄区域毎に、厚生環境事務所・支所、市町、警察及び海上保安部などで構成する地区不法投棄防止連絡協議会を設置し、不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】協議会を開催し関係機関と不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施。令和7年度は6地区で開催。

オ 業界団体との不法投棄通報協定の締結 [産業廃棄物対策課]

不法投棄の早期発見、早期対応を図るため、業界団体と不法投棄通報協定を締結し、不法投棄等の監視体制を強化しています。

【令和7年度実績】協定を締結した広島県資源循環協会、建設業団体等の5団体に対して、不法投棄の早期発見、早期通報等を依頼。

【令和8年度内容】他の団体との協定締結を進め、不法投棄の監視体制を強化。

(2) 市町等が実施する不法投棄防止対策等への支援

ア 地域廃棄物対策支援事業 [循環型社会課]

市町等が実施する不法投棄防止対策等を支援し、不法投棄をさせない社会環境づくり、災害発生時の適正な廃棄物処理体制の構築、廃棄物の適正処理及び3Rを推進しています。

(ア) 不法投棄防止対策事業

項 目	内 容
実施主体	市町又は一部事務組合
対象事業	① 不法投棄監視活動 住民団体・民間警備会社等への監視委託、監視機器の設置、車両進入防止柵の設置等 ② 不法投棄防止に関する普及啓発活動 ・不法投棄防止普及啓発事業：講習会の開催、広報活動の実施、不法投棄防止大会の開催等 ・不法投棄廃棄物処理対策事業：不法投棄された廃棄物の撤去・処理、回収困難場所の作業委託等（住民等が参加する普及啓発活動に伴うものに限る。）
補助率	2/3 以内
補助基本額	15,000 千円、18,000 千円又は 45,000 千円/市町

【令和7年度実績】

実施市町数	主な事業内容					補助金 交付額
	監視パトロール	監視カメラ	防止ネット、 防止柵	啓発パンフレット、 防止看板	不法投棄廃棄物処理 (住民参加活動)	
22 市町 1 組合	16 市町	5 市町	2 市町	21 市町 1 組合	13 市町	87,635 千円

【令和8年度内容】市町等が実施する不法投棄防止対策を支援。

(イ) 不法投棄廃棄物等の撤去処分事業

項 目	内 容
実施主体	市町又は一部事務組合
対象事業	① 不法投棄廃棄物撤去処分事業 不法投棄された廃棄物の撤去・処分等（撤去後、当該地において不法投棄の未然防止対策を行うものに限る。） ② 廃棄物類似処理困難物撤去処分事業 廃屋など、廃棄物に類似するものの解体・撤去・処分等（市町のまちづくりに関する計画により対策が必要なものに限る。）
補助率	1/2 以内

【令和7年度実績】

実施市町数	事業内容		補助金交付額
	不法投棄廃棄物撤去処分事業	廃棄物類似処理困難物撤去処分事業	
6市町	6市町	—	1,379千円

【令和8年度内容】市町等が実施する不法投棄廃棄物等の撤去処分を支援。

(ウ) 事業系一般廃棄物削減対策事業

項 目	内 容
実施主体	市町又は一部事務組合
対象事業	① 実態把握事業 事業系一般廃棄物の展開検査（組成分析）、排出事業者の意識調査、排出実態調査等 ② 分別促進事業 排出事業者への分別・リサイクル・排出抑制等に係る情報提供、分別・リサイクル・適正排出等のガイドライン作成等 ③ 事業者との協働事業 食べきり店の募集・登録、広報、事業者等と連携した食品ロスの削減対策等
補助率	1/2 以内

【令和7年度実績】

実施市町数	事業内容			補助金交付額
	実態把握事業	分別促進事業	事業者との協働事業	
8市町	6市町	—	5市町	14,671千円

【令和8年度内容】市町等が実施する事業系一般廃棄物削減対策を支援。

(エ) 災害廃棄物処理計画策定事業

項 目	内 容
実施主体	市町又は一部事務組合
対象事業	災害廃棄物処理計画の策定及び推進を図ることを目的に実施するもの
補助率	1/2 以内

【令和7年度実績】

実施市町数	補助金交付額
1市	24千円

【令和8年度内容】市町等が実施する災害廃棄物処理計画策定を支援。

(オ) 産業廃棄物最終処分場周辺環境調査支援事業

項 目	内 容
実施主体	市町
対象事業	地元住民からの要望に基づき、又は、地元住民の安全・安心確保を目的に実施する産業廃棄物処分場及びその周辺地域での環境調査
補助率	1/2 以内

【令和7年度実績】

実施市町数	補助金交付額
4市町	532千円

【令和8年度内容】市町が実施する産業廃棄物最終処分場周辺環境調査を支援。